

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第 58 回本部員会議 次第

日 時：令和 4 年 3 月 28 日(月)  
16 時 30 分～17 時  
場 所：危機管理センター  
災害対策本部室

あいさつ

議 題

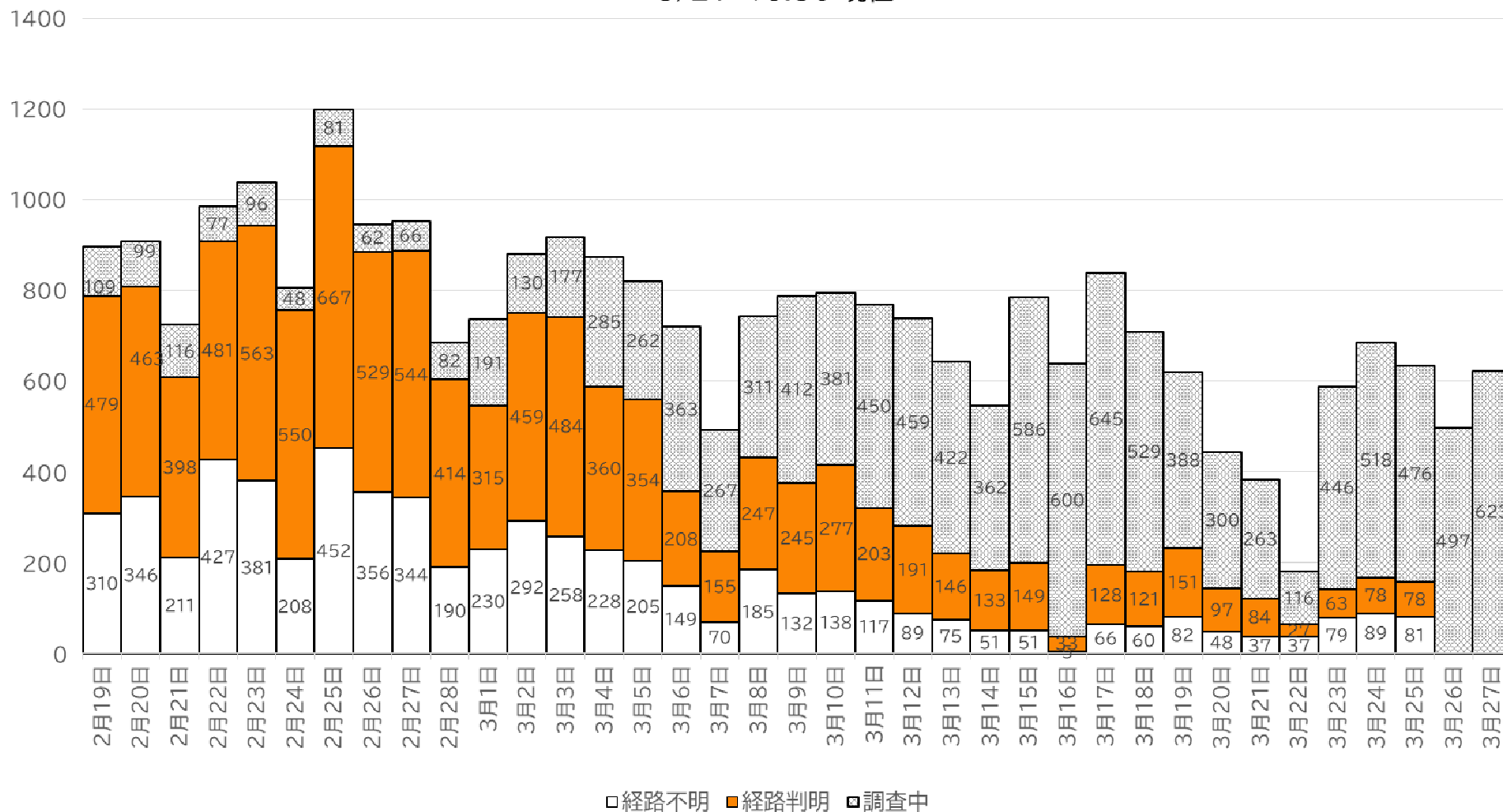
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 濃厚接触者の特定・行動制限および積極的疫学調査について
- (3) 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応について
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
- (5) その他

# 新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

# 県内の感染動向について(3/27現在)

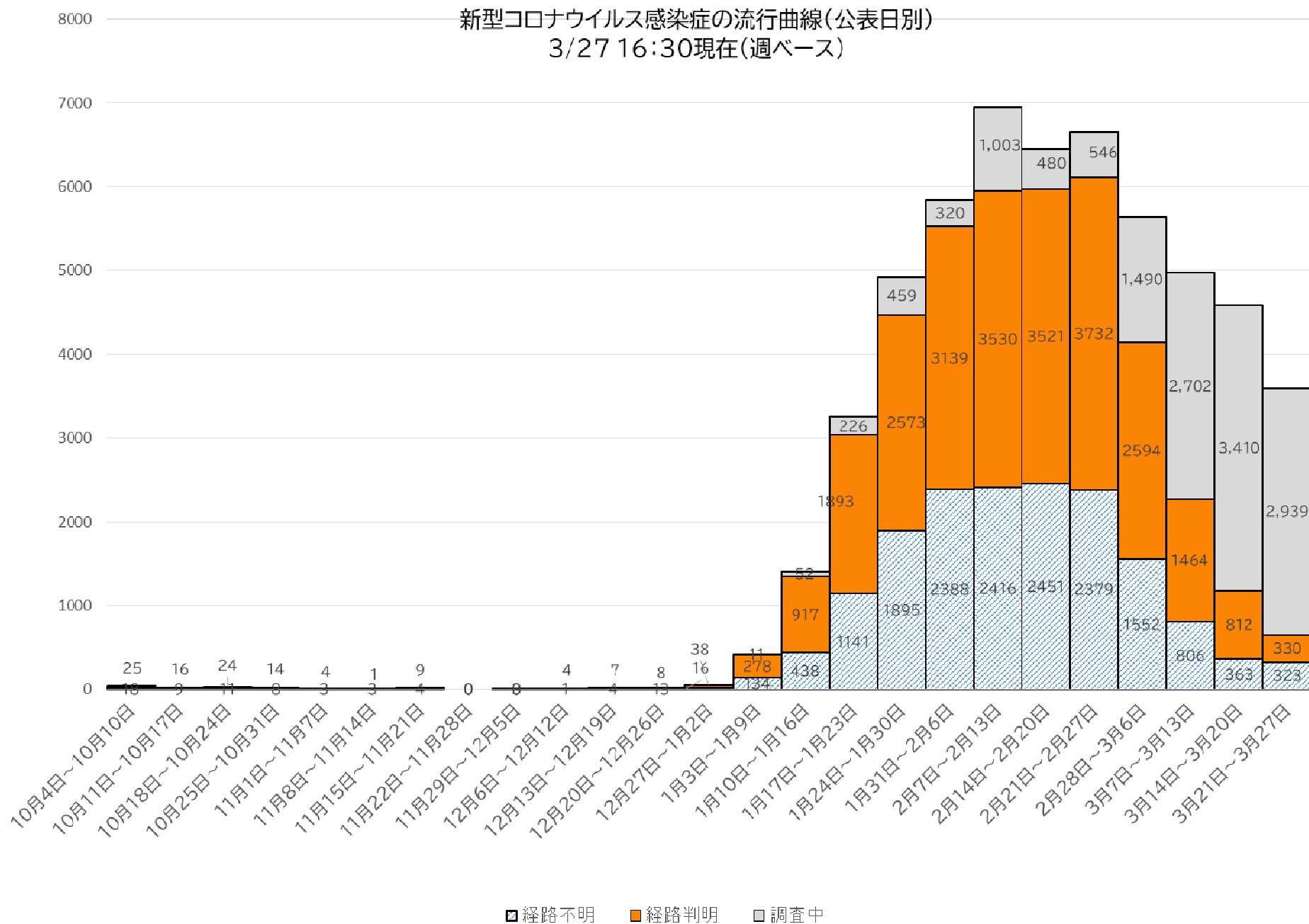
## 1)①流行曲線(公表日別)

新型コロナウイルス感染の流行曲線(公表日別)  
3/27 16:30 現在



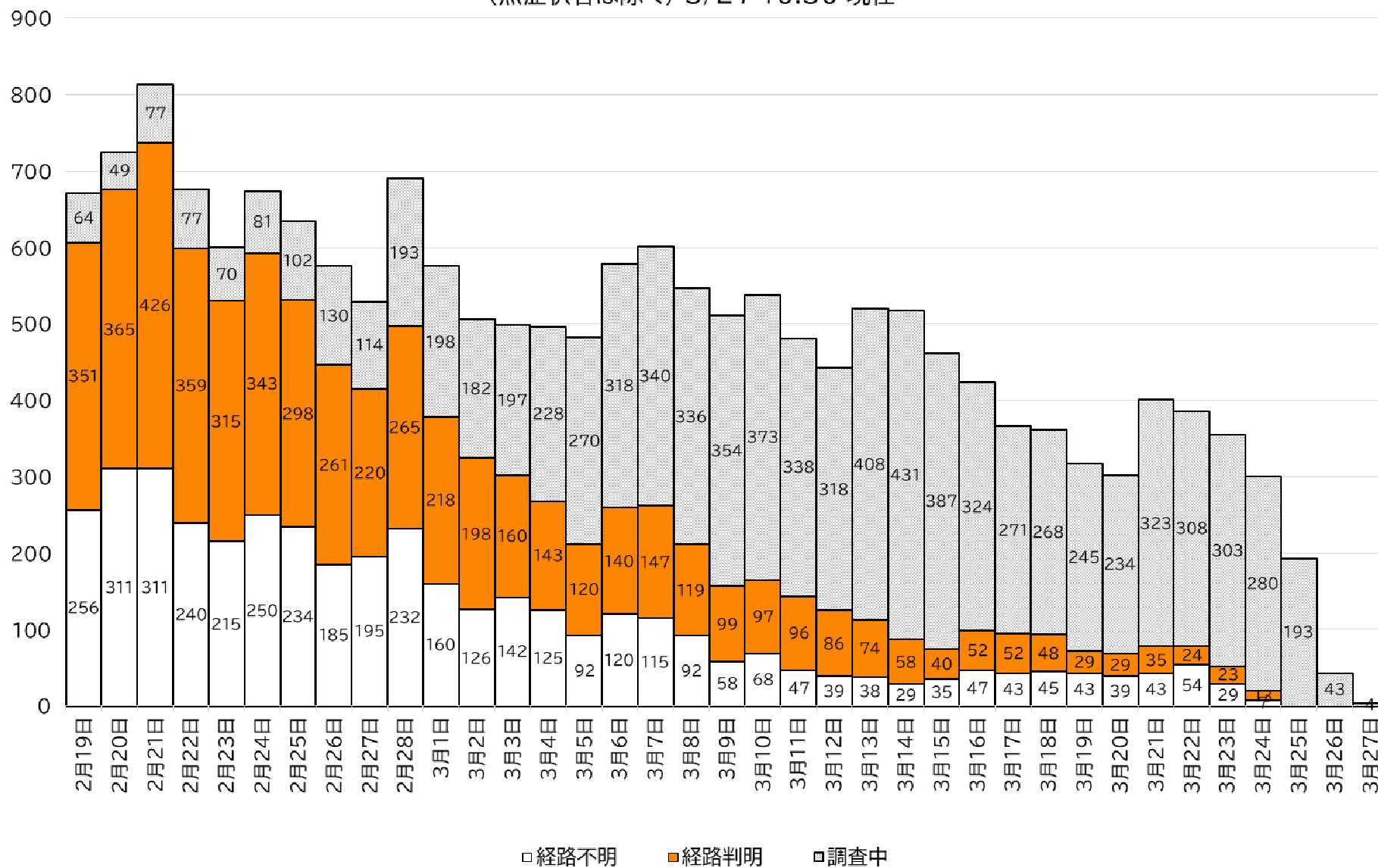
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別)  
3/27 16:30現在(週ベース)

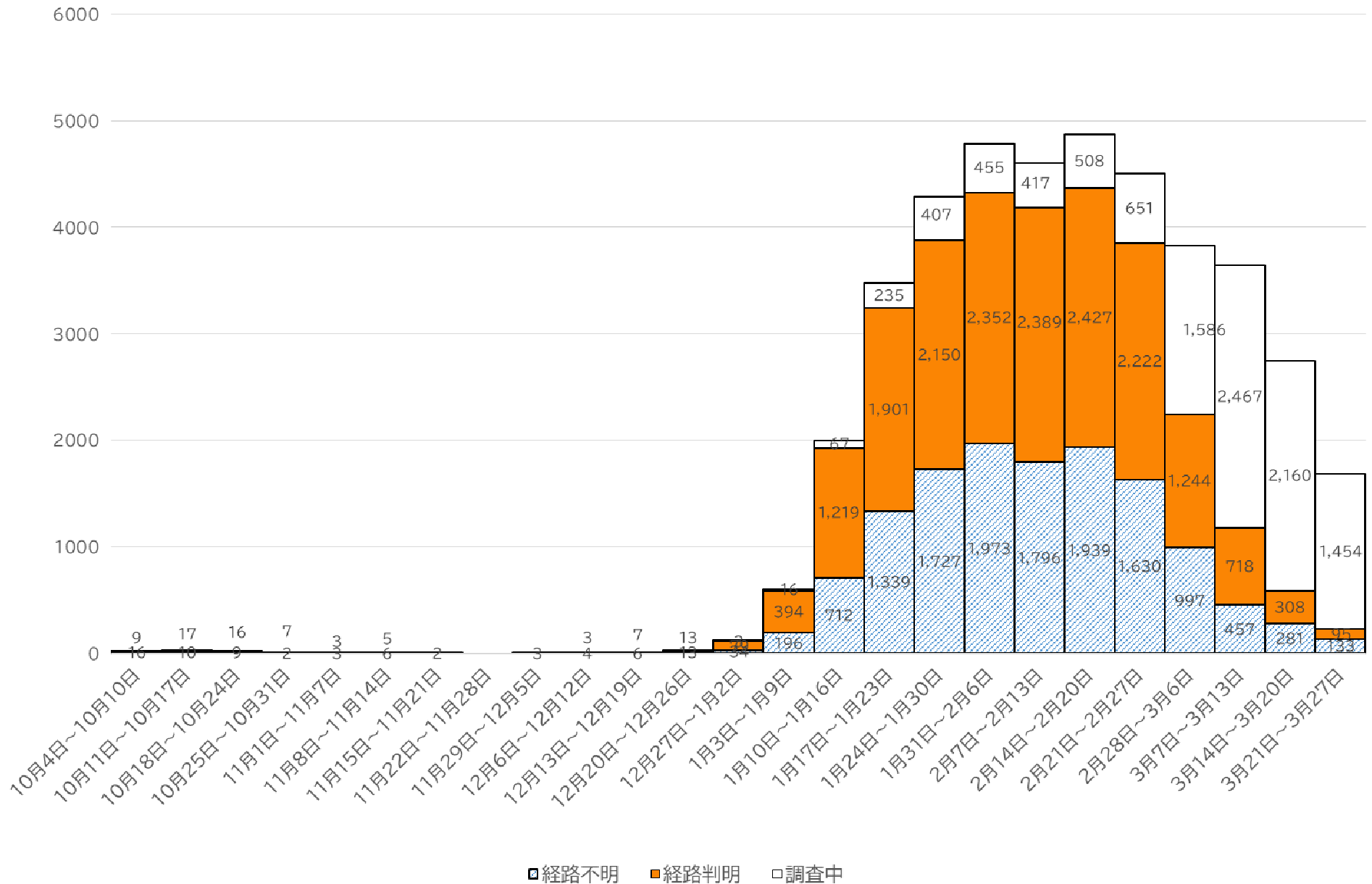


## ②流行曲線(発症日別)

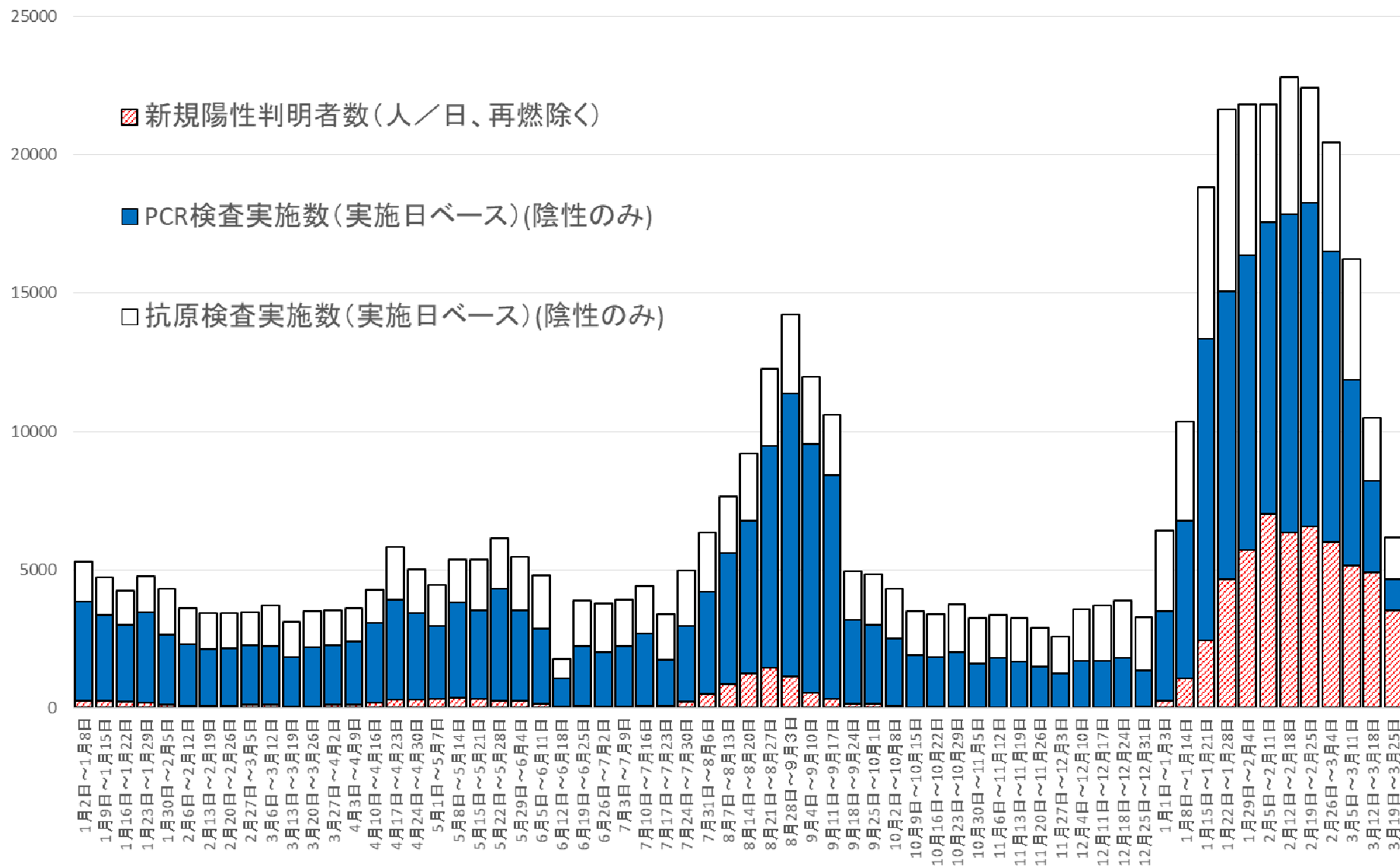
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)  
(無症状者は除く) 3/27 16:30 現在



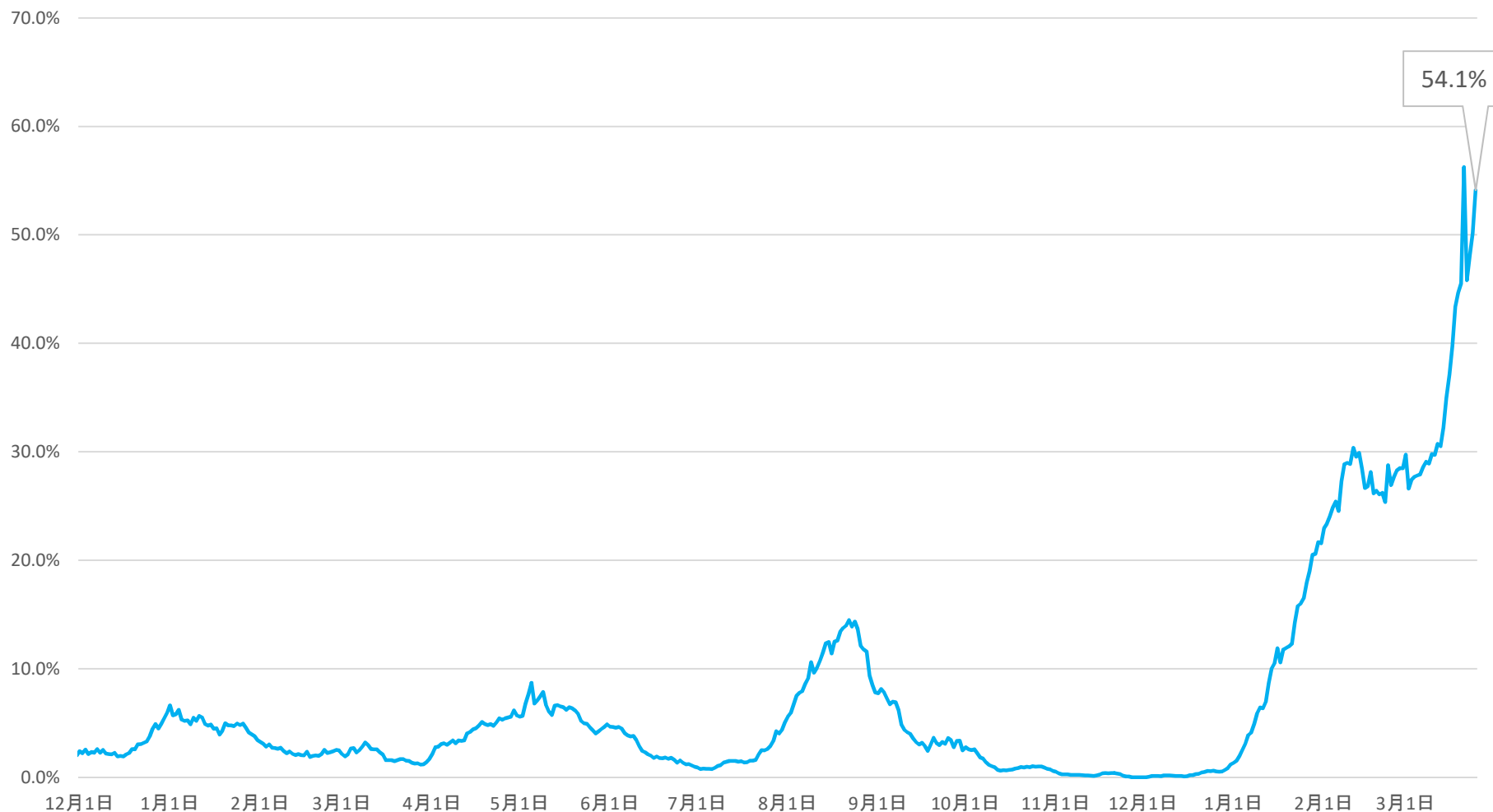
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)  
(無症状者は除く)3/27 16:30現在(週ベース)



## 2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)



### 3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、3月25日現在の陽性率は54.1%でした。



## 4) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数					県内 宿泊療養 部屋数					
		入院者数	空床数		療養者数		清掃・修 理待ち	空数			
			県内発生	その他					県内発生	その他	
総数	500	191	171	20	309	677	101	101	0	88	488

## 5) 県内の陽性者発生状況

項 目	陽性者数累計	現在 陽性者数						入院予定等	宿泊 療養	退院等	死亡
			入院中				入院予定等				
				重症	中等症	軽症					
PCR検査数	337,215										
(うち行政検査分	145,346)	67,233	5,357	171	2	29	140	5,085	101	61,688	188
(うちその他検査分	191,869)	(うちPCR検査判明分	41,971)					(うち自宅待機	354)		
抗原検査数	174,445	(うち抗原検査判明分	25,262)					(うち自宅療養	4731)		

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

## 6)その他県内の感染状況

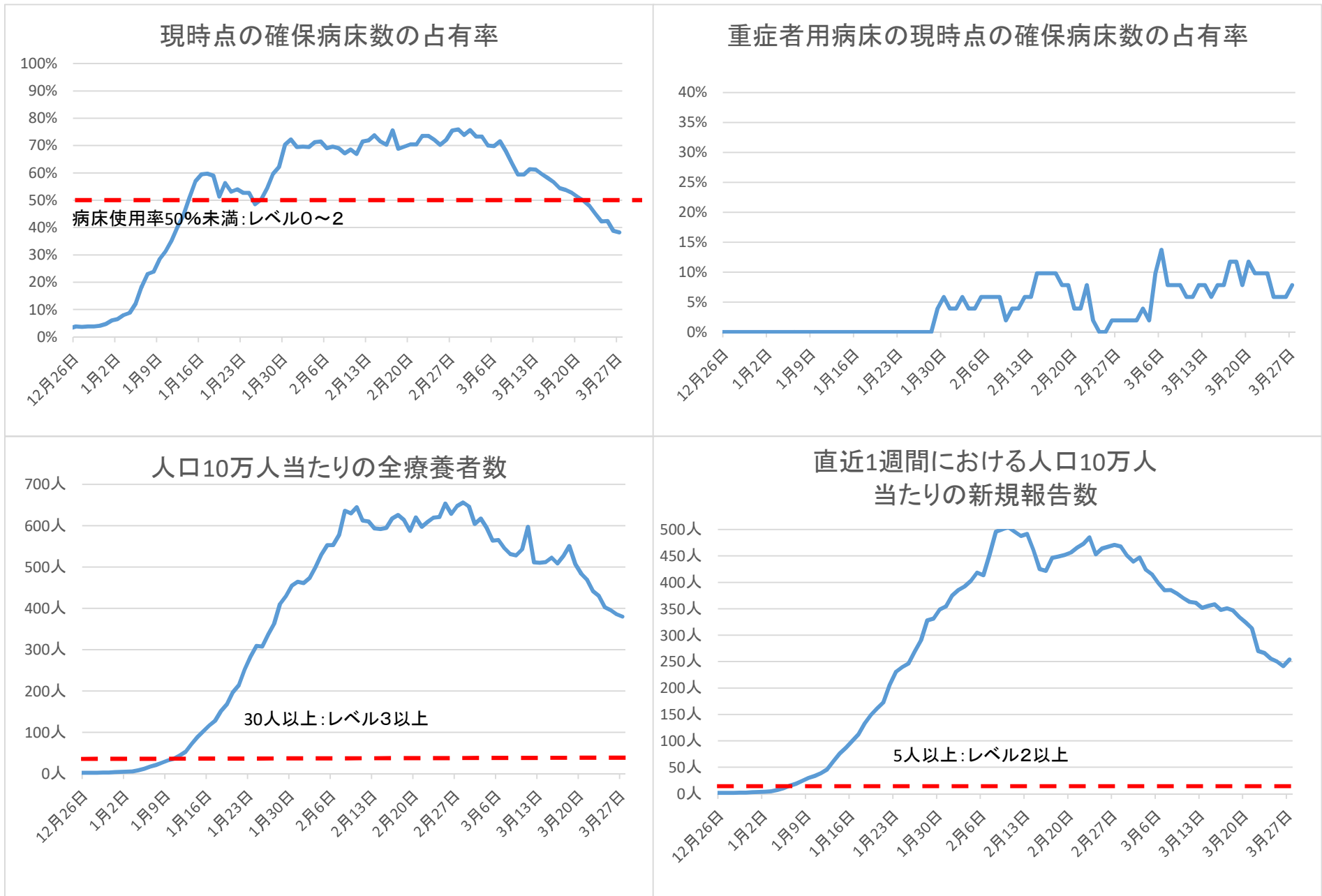
医療体制等への負荷	最大確保病床の占有率※1	38.2%	感染状況	直近1週間における 人口10万人当たりの新規報告数	254.1人
	うち重症者用病床の 最大確保病床の占有率※2	7.8%			
	人口10万人当たりの 全療養者数	380.3人			

※1 確保病床の数(500床)に対する割合

※2 確保病床の数(51床)に対する割合

重症者数	重症者以外のICU(集中治療室) 利用者数	重症者用病床の現時点の確保病 床数	PCR等検査数(直近1週間分)
2人	2人	51床	6,539件

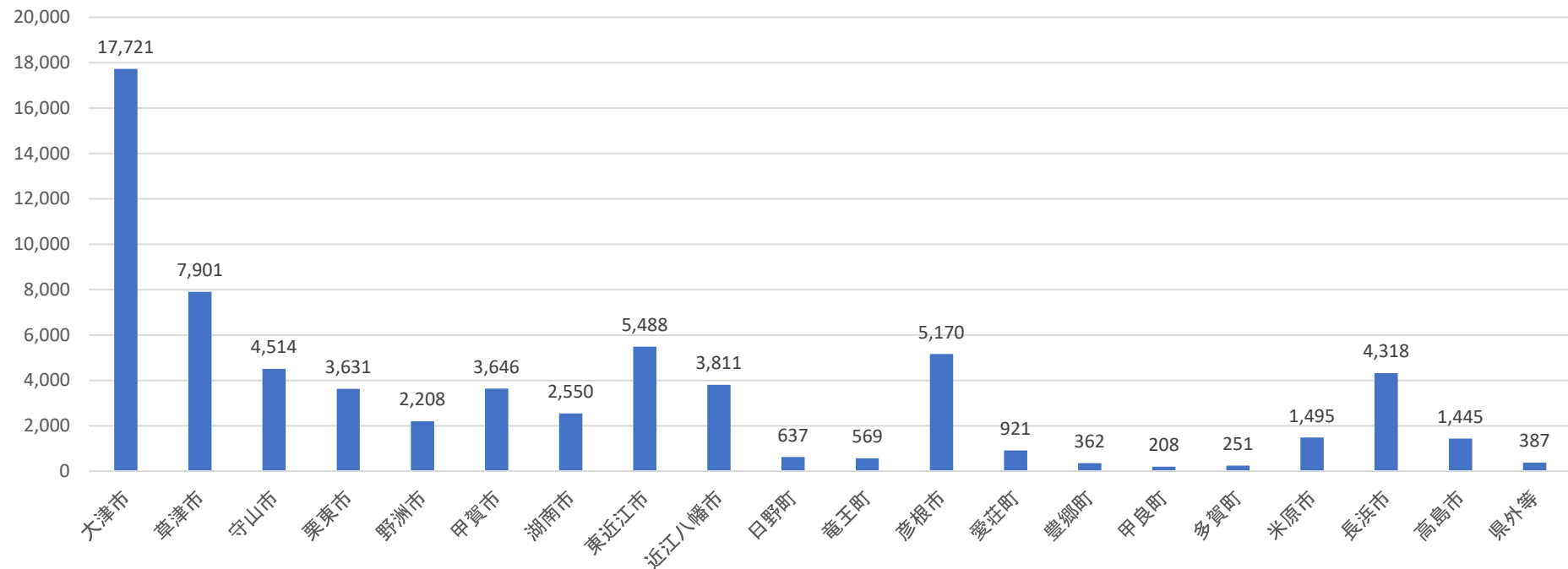
# 7) その他の県内の感染動向



## 9)性別陽性者数

性別	陽性患者数
男性	28,063
女性	27,615
非公表(10歳未満)	11,555
計	67,233

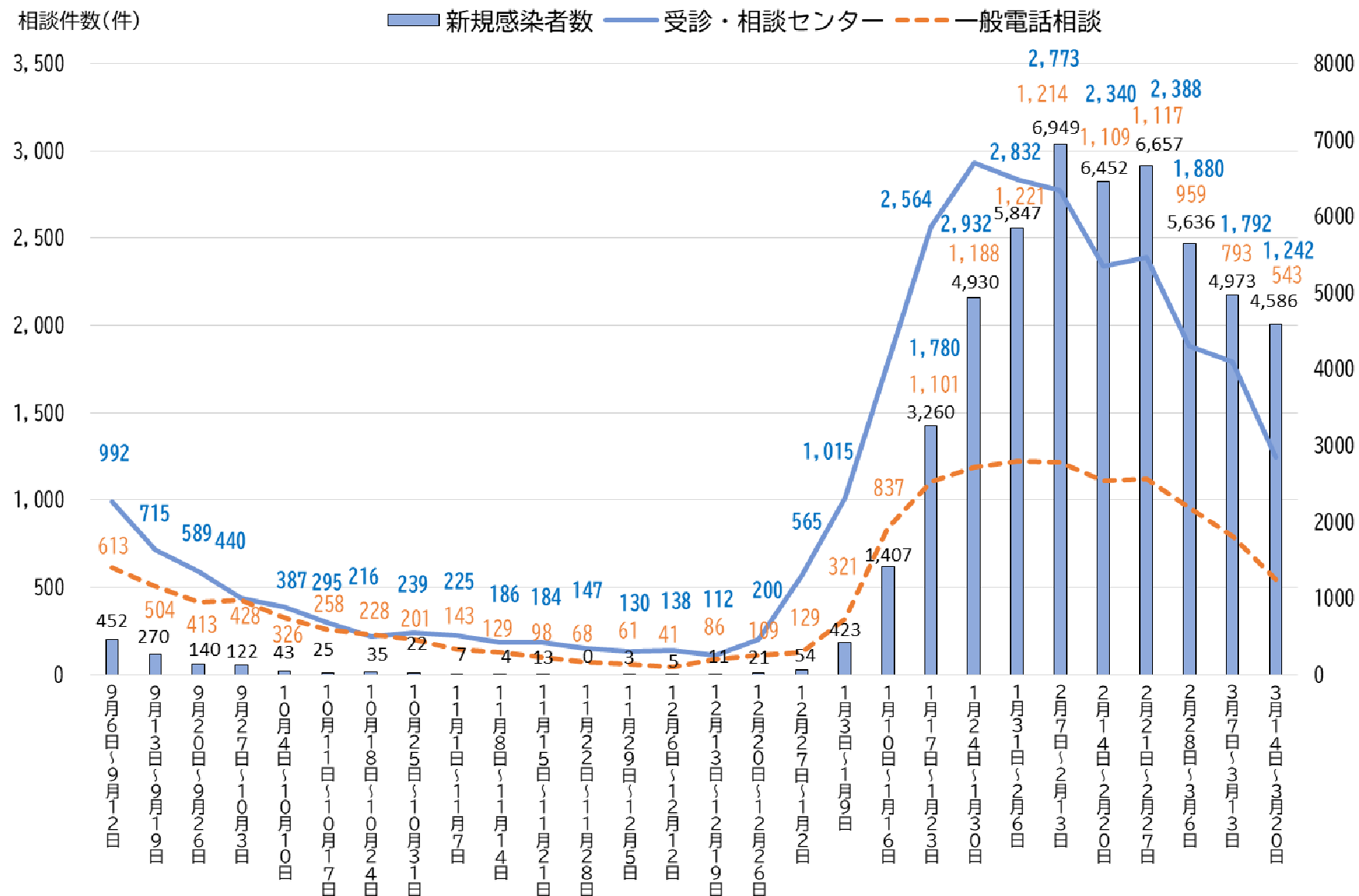
## 10)市町別陽性者数



# 11) 相談体制について

## 相談件数と新規感染者数 (週計)

新規感染者数(人)

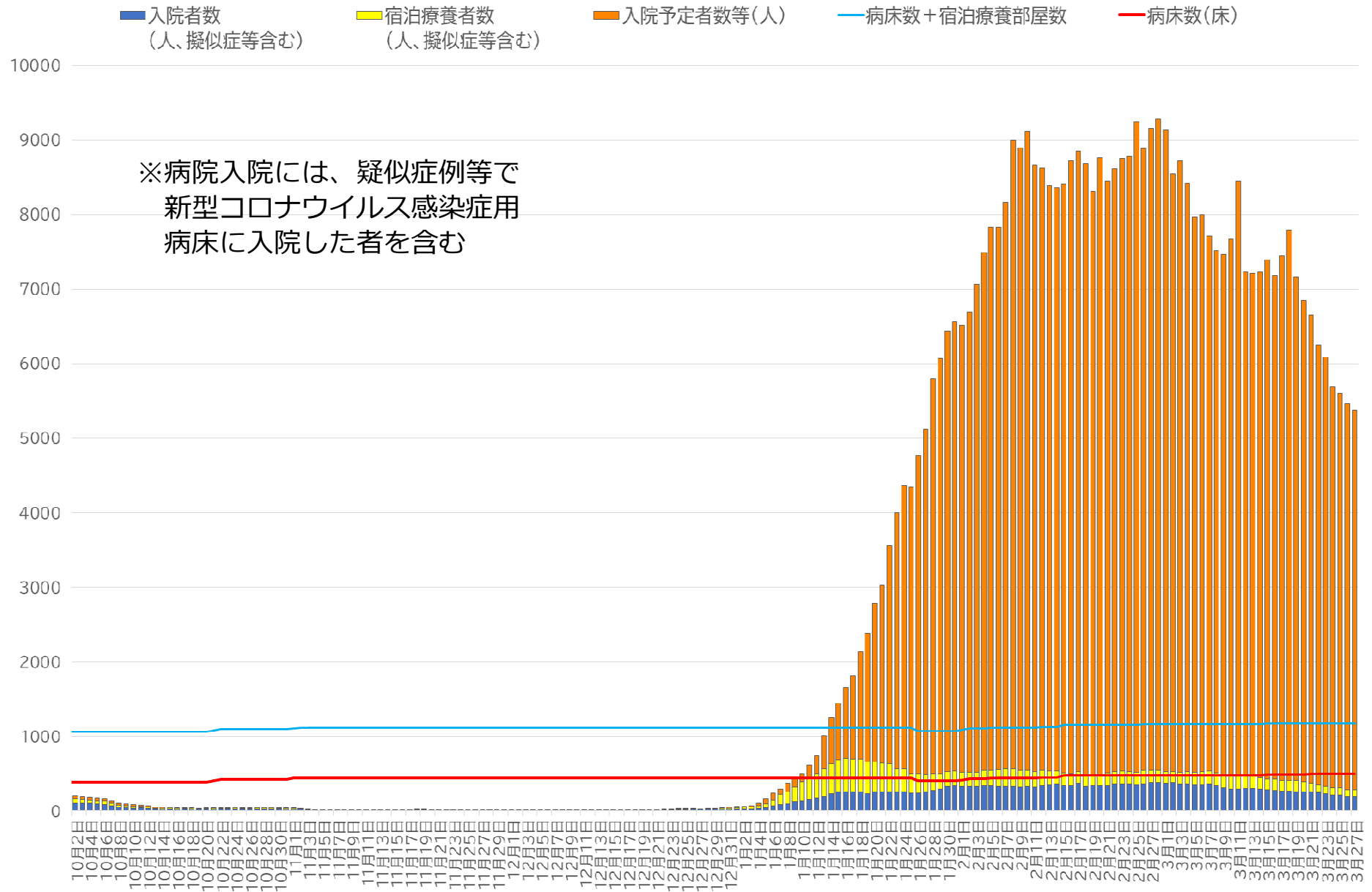


# 12)12月以降に発生したクラスターの状況

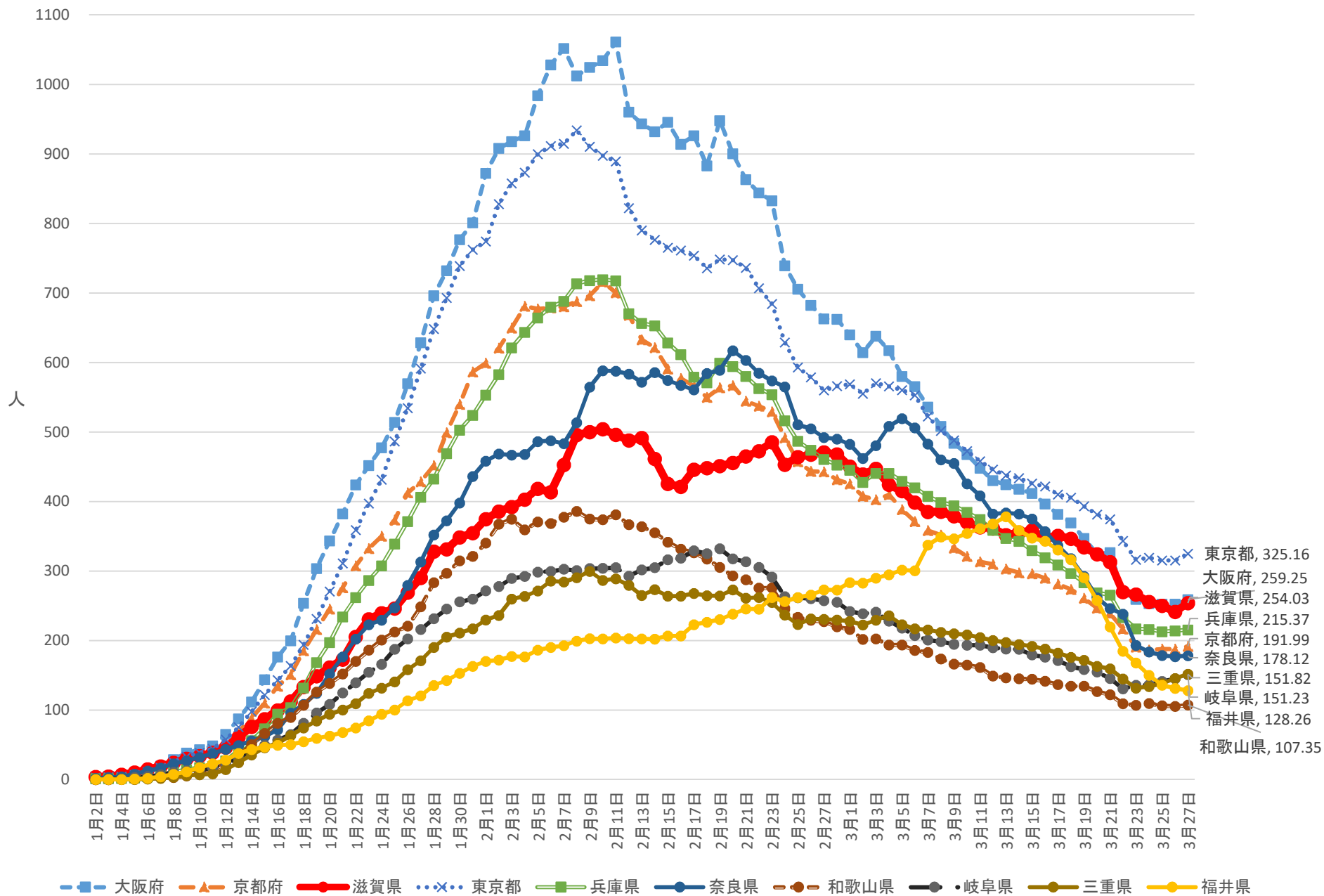
飲食店⑳	22	事業所㉔	109	介護関連事業所㉔	41	保育関連施設㉔	9	障害福祉関連事業所㉔	5	介護関連事業所㉔	5
飲食店㉑	6	保育関連施設㉑	12	学校㉑	10	障害福祉関連事業所㉑	42	介護関連事業所㉑	13	学校㉑	6
飲食店㉒	25	保育関連施設㉒	39	学校㉒	19	保育関連施設㉒	24	医療機関㉒	29	介護関連事業所㉒	16
飲食店㉓	12	学校㉓	18	保育関連施設㉓	11	学校㉓	3	保育関連施設53	5	事業所56	6
介護関連事業所㉓	52	学校㉓	17	障害福祉関連事業所㉓	11	事業所53	33	保育関連施設54	16	保育関連施設63	9
学校㉑	11	医療機関㉑	46	医療機関㉑	111	介護関連事業所㉑	10	介護関連事業所㉑	27	医療機関㉑	9
学校㉑	11	保育関連施設㉑	8	保育関連施設㉑	10	医療機関㉑	26	事業所55	6	学校㉑	3
障害福祉関連事業所㉑	15	保育関連施設㉑	12	保育関連施設㉑	11	医療機関㉑	28	介護関連事業所㉑	5	保育関連施設64	17
学校㉑	13	保育関連施設㉑	6	事業所51	5	介護関連事業所㉑	29	保育関連施設55	5	事業所57	5
学校㉑	13	医療機関㉑	27	介護関連事業所㉑	2	保育関連施設㉑	16	保育関連施設56	11	学校㉑	6
事業所㉑	11	介護関連事業所㉑	37	介護関連事業所㉑	18	保育関連施設㉑	5	保育関連施設57	9	学校㉑	10
事業所㉑	37	介護関連事業所㉑	25	学校㉑	5	保育関連施設㉑	6	保育関連施設58	2	介護関連事業所㉑	14
医療機関㉑	5	事業所㉑	11	保育関連施設㉑	5	事業所54	8	学校㉑	7	介護関連事業所㉑	14
会食㉑	7	医療機関㉑	8	保育関連施設㉑	7	医療機関㉑	24	介護関連事業所㉑	5	介護関連事業所51	12
介護関連事業所㉑	26	保育関連施設㉑	13	保育関連施設㉑	11	保育関連施設㉑	10	学校㉑	7	介護関連事業所52	8
会食㉑	11	学校㉑	12	保育関連施設㉑	7	医療機関㉑	9	介護関連事業所㉑	13	介護関連事業所53	9
医療機関㉑	7	医療機関㉑	11	医療機関㉑	55	学校㉑	18	学校㉑	26	保育関連施設65	6
保育関連施設㉑	13	医療機関㉑	13	介護関連事業所㉑	15	医療機関㉑	19	介護関連事業所㉑	5	介護関連事業所54	8
介護関連事業所㉑	15	医療機関㉑	13	介護関連事業所㉑	22	障害福祉関連事業所㉑	6	介護関連事業所㉑	11	介護関連事業所55	3
文化・スポーツ活動㉑	12	事業所㉑	10	介護関連事業所㉑	58	介護関連事業所㉑	10	医療機関㉑	9	医療機関㉑	13
学校㉑	36	学校㉑	9	介護関連事業所㉑	3	保育関連施設㉑	15	保育関連施設59	5	医療機関㉑	53
介護関連事業所㉑	63	保育関連施設㉑	5	介護関連事業所㉑	31	保育関連施設㉑	6	学校㉑	9	事業所58	6
学校㉑	49	事業所㉑	18	保育関連施設㉑	5	介護関連事業所㉑	8	介護関連事業所㉑	5	障害福祉関連事業所㉑	5
会食㉑	6	学校㉑	7	保育関連施設㉑	9	学校㉑	43	介護関連事業所㉑	3	保育関連施設66	10
事業所㉑	151	介護関連事業所㉑	23	事業所52	6	保育関連施設㉑	7	保育関連施設60	12	障害福祉関連事業所㉑	6
保育関連施設㉑	18	保育関連施設㉑	7	保育関連施設㉑	26	保育関連施設51	7	保育関連施設61	9	介護関連事業所56	8
事業所㉑	9	障害福祉関連事業所㉑	13	学校㉑	18	保育関連施設52	8	学校㉑	12	介護関連事業所57	17
介護関連事業所㉑	11	障害福祉関連事業所㉑	29	保育関連施設㉑	10	医療機関㉑	21	医療機関㉑	46	保育関連施設67	2
事業所㉑	61	学校㉑	5	医療機関㉑	53	学校㉑	13	医療機関㉑	6	障害福祉関連事業所㉑	27
保育関連施設㉑	5	保育関連施設㉑	5	介護関連事業所㉑	19	学校㉑	5	保育関連施設62	6	学校51	5
学校㉑	11	事業所㉑	9	保育関連施設㉑	6	障害福祉関連事業所㉑	1	介護関連事業所㉑	7	障害福祉関連事業所㉑	5
										保育関連施設68	6
										介護関連事業所58	6

※県内において確認された陽性者数

# 入院医療体制について

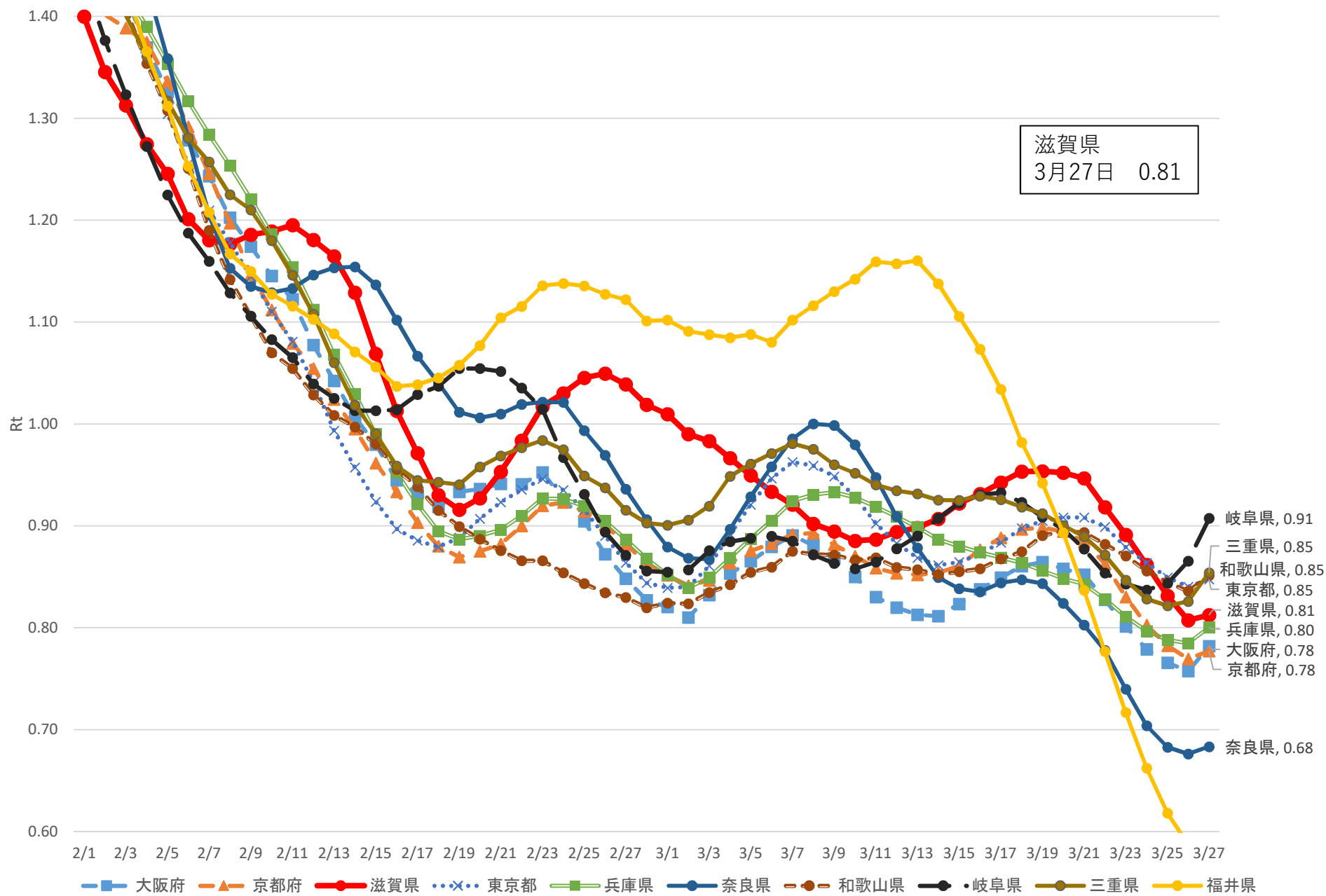


# 近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移(直近7日間の累計患者数)(R4.1/1-3/27)

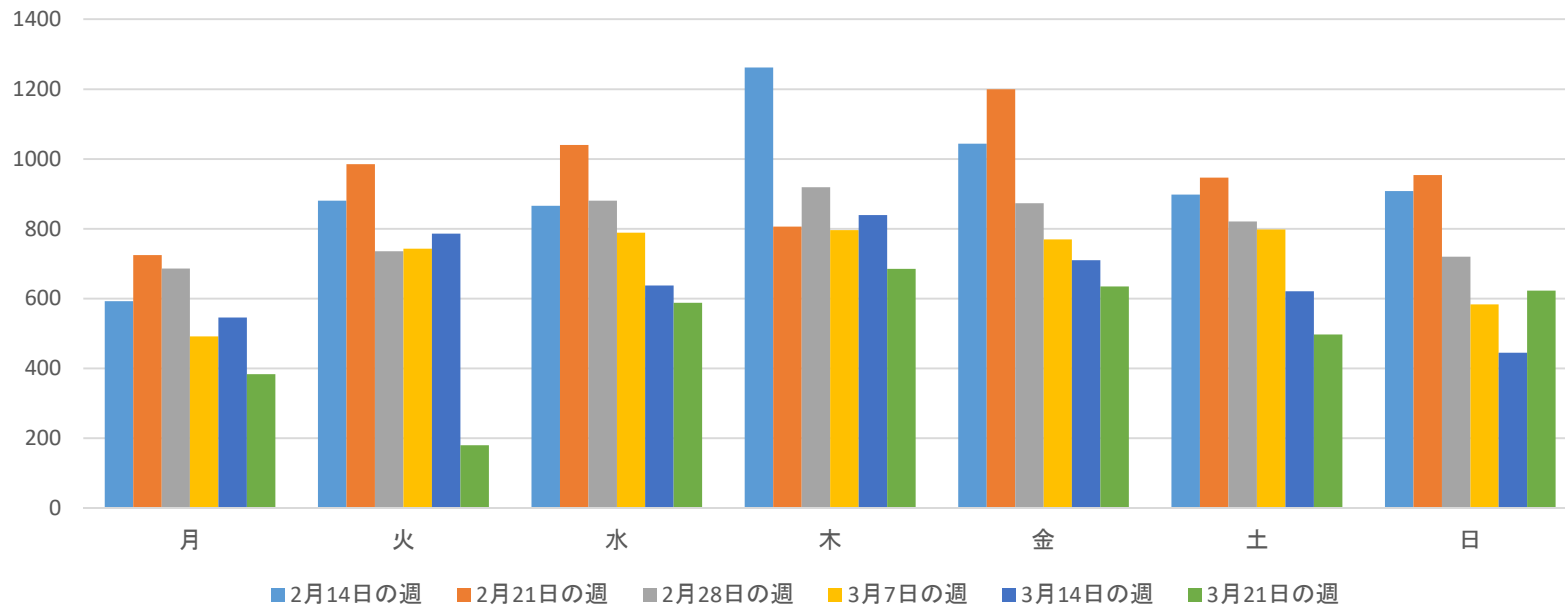




# 実効再生産数の推移(7日間移動平均) (R4.2/1-3/27)

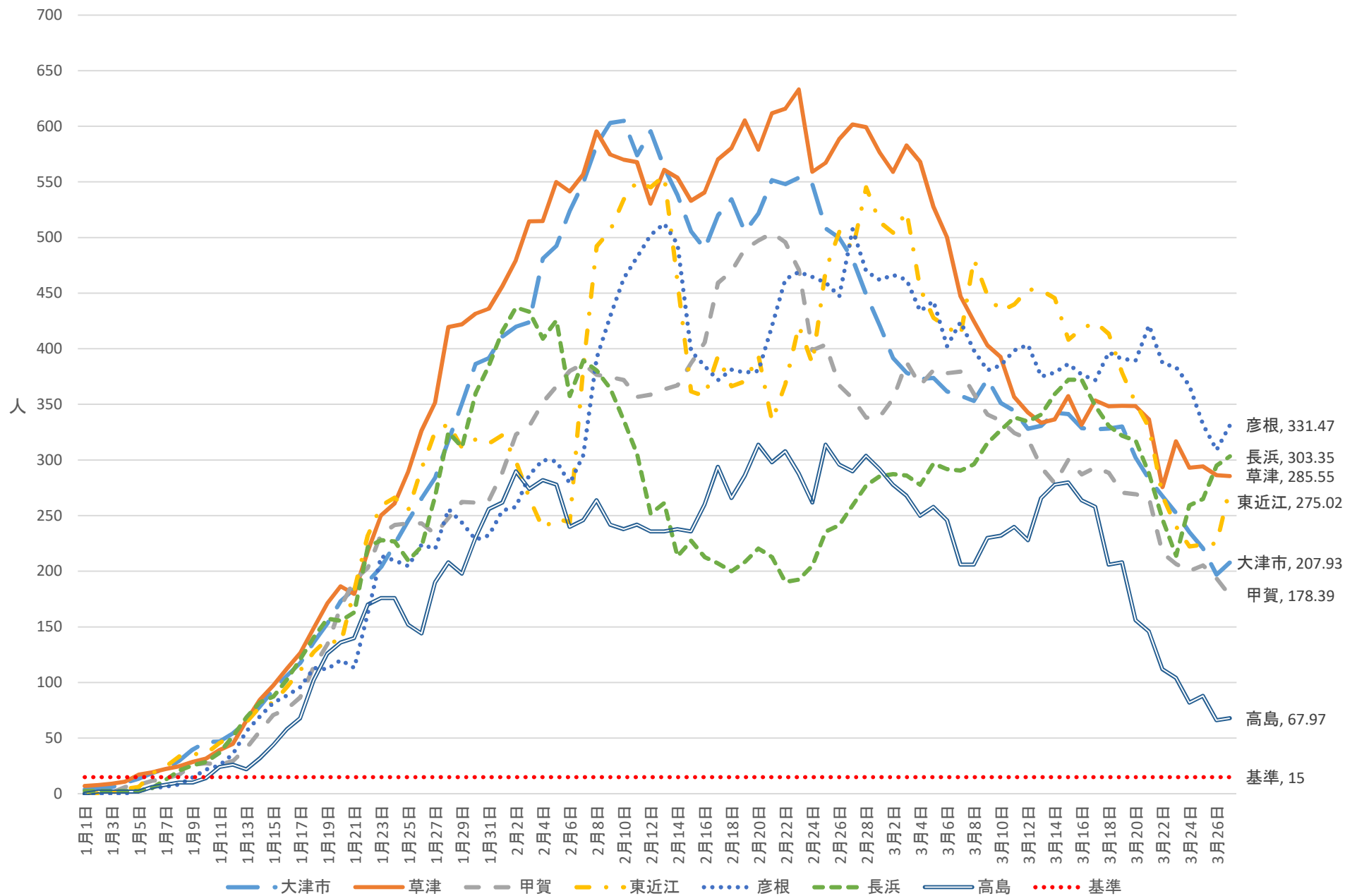


## 曜日ごとの新規陽性者数の推移

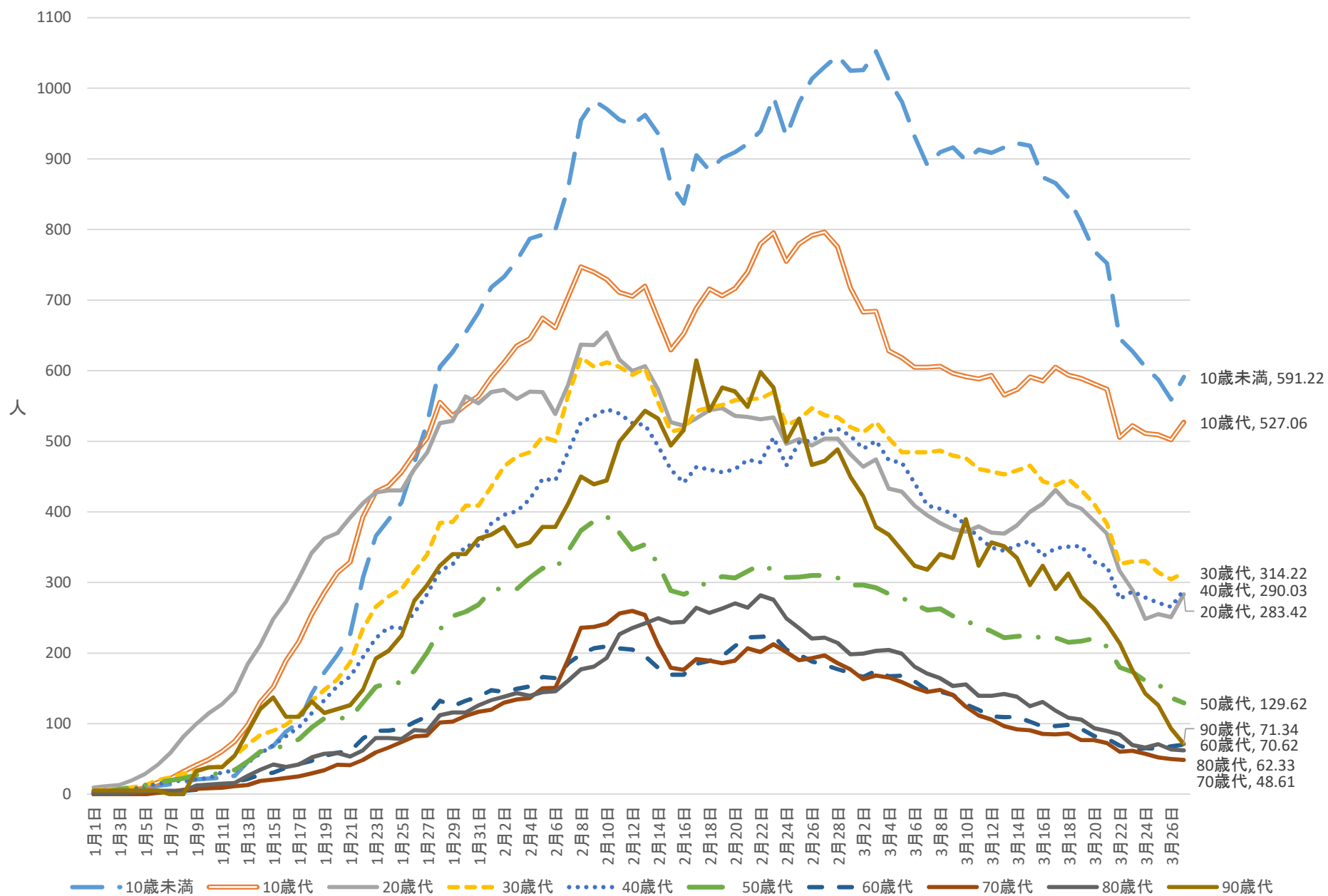


月	火	水	木	金	土	日	週合計	今週/先週比
2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	6452	0.93
<b>593</b>	<b>881</b>	<b>866</b>	<b>1262</b>	<b>1044</b>	<b>898</b>	<b>908</b>		
2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	6657	1.03
<b>725</b>	<b>985</b>	<b>1040</b>	<b>806</b>	<b>1200</b>	<b>947</b>	<b>954</b>		
2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	5636	0.85
<b>686</b>	<b>736</b>	<b>881</b>	<b>919</b>	<b>873</b>	<b>821</b>	<b>720</b>		
3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	4972	0.88
<b>492</b>	<b>743</b>	<b>789</b>	<b>796</b>	<b>770</b>	<b>798</b>	<b>584</b>		
3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	4585	0.92
<b>546</b>	<b>786</b>	<b>638</b>	<b>839</b>	<b>710</b>	<b>621</b>	<b>445</b>		
3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3592	0.78
<b>384</b>	<b>180</b>	<b>588</b>	<b>685</b>	<b>635</b>	<b>497</b>	<b>623</b>		

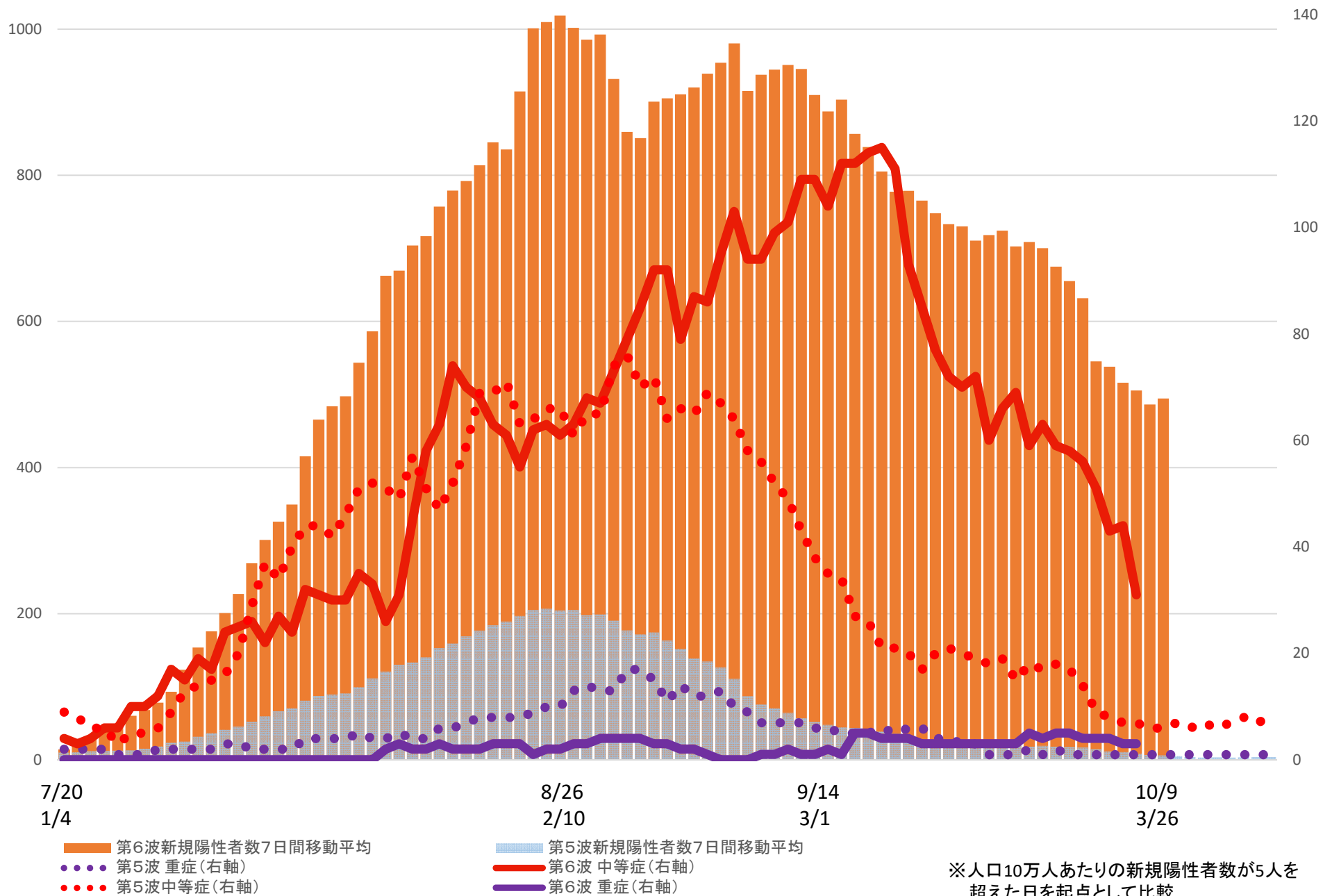
# 保健所別10万人あたりの新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (R4.1/1~3/27) 日別・公表日



# 滋賀県 年代別10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (R4.1/1~3/27) 日別・公表日



# 滋賀県 入院者数・重症度別第5波と第6波の比較

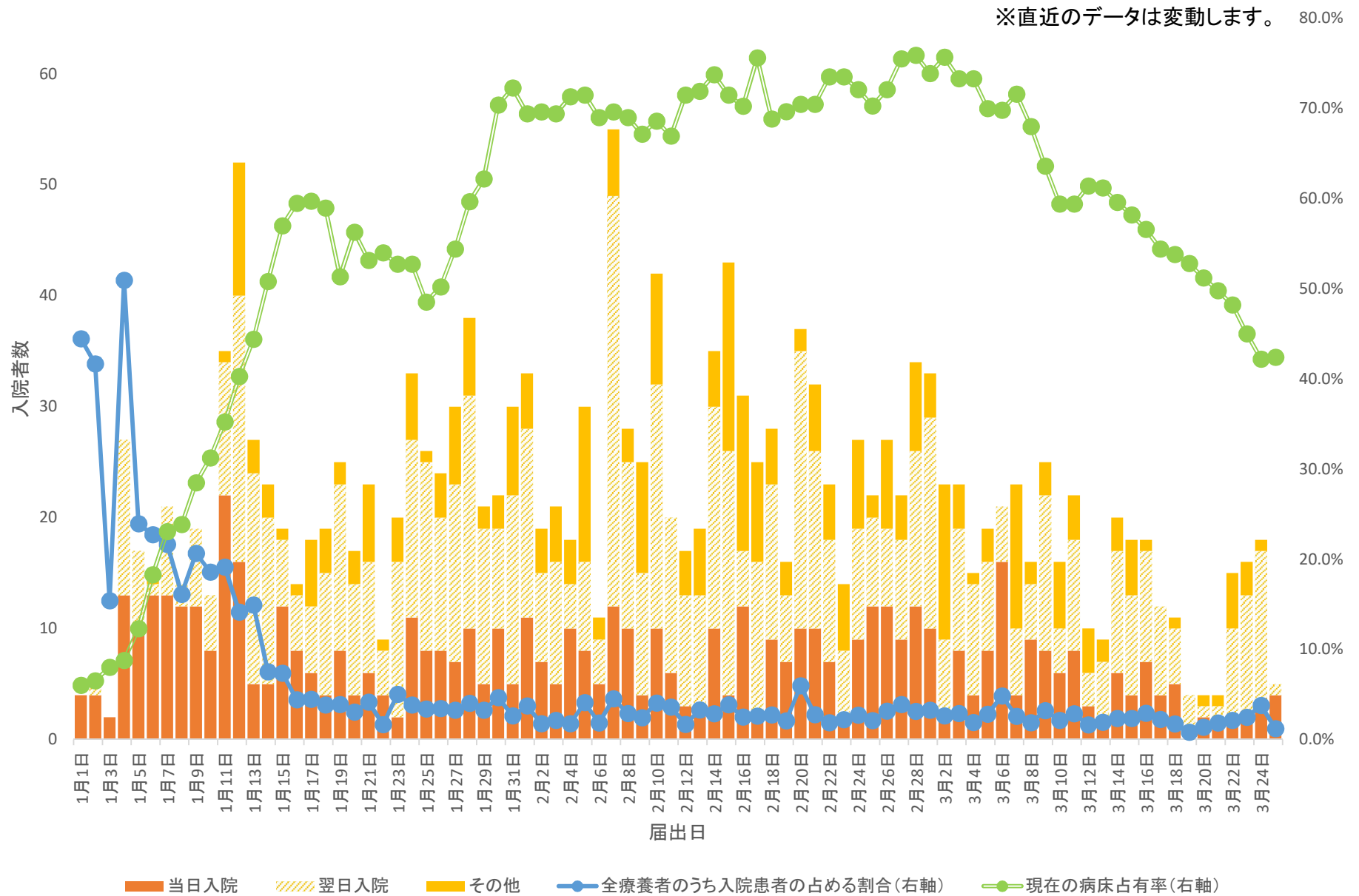


## 滋賀県 重症度 第5波と第6波の比較

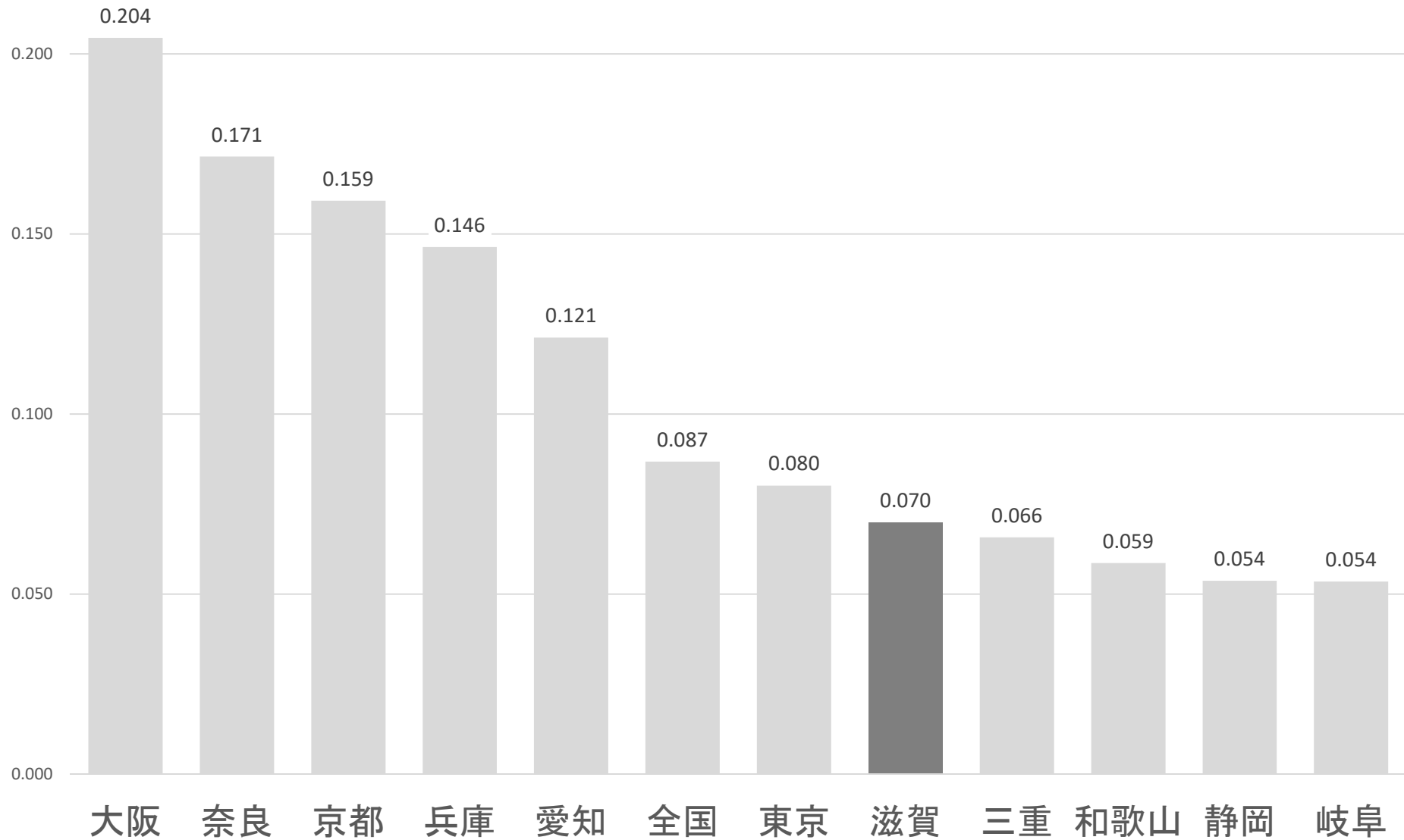
年代	第5波(2021/7/1～9/30)			第6波(1/1～3/26時点)		
	感染者数	中等症(%)	重症(%)	感染者数	中等症(%)	重症(%)
10歳未満	642	1(0.2%)	0(0%)	10687	7(0.1%)	1(0%)
10歳代	1002	7(0.7%)	1(0.1%)	9204	2(0%)	0(0%)
20歳代	1757	25(1.4%)	2(0.1%)	7420	8(0.1%)	1(0%)
30歳代	1063	51(4.8%)	5(0.5%)	8416	8(0.1%)	1(0%)
40歳代	1148	107(9.3%)	8(0.7%)	8290	23(0.3%)	2(0%)
50歳代	710	86(12.1%)	10(1.4%)	4471	39(0.9%)	1(0%)
60-64歳	186	32(17.2%)	6(3.2%)	1570	20(1.3%)	1(0.1%)
65歳以上	285	76(26.7%)	9(3.2%)	5133	543(10.6%)	12(0.2%)
合計	6793	385(5.7%)	41(0.6%)	55191	650(1.2%)	19(0%)

コントロールセンター患者管理一覧より

# 滋賀県 届出日別の入院患者数および入院等状況 (R4.1.1~R4.3.25)



# オミクロン株の1日当たりの10万人当たりの死亡人数(平均値) (R4.1.1~3.26)

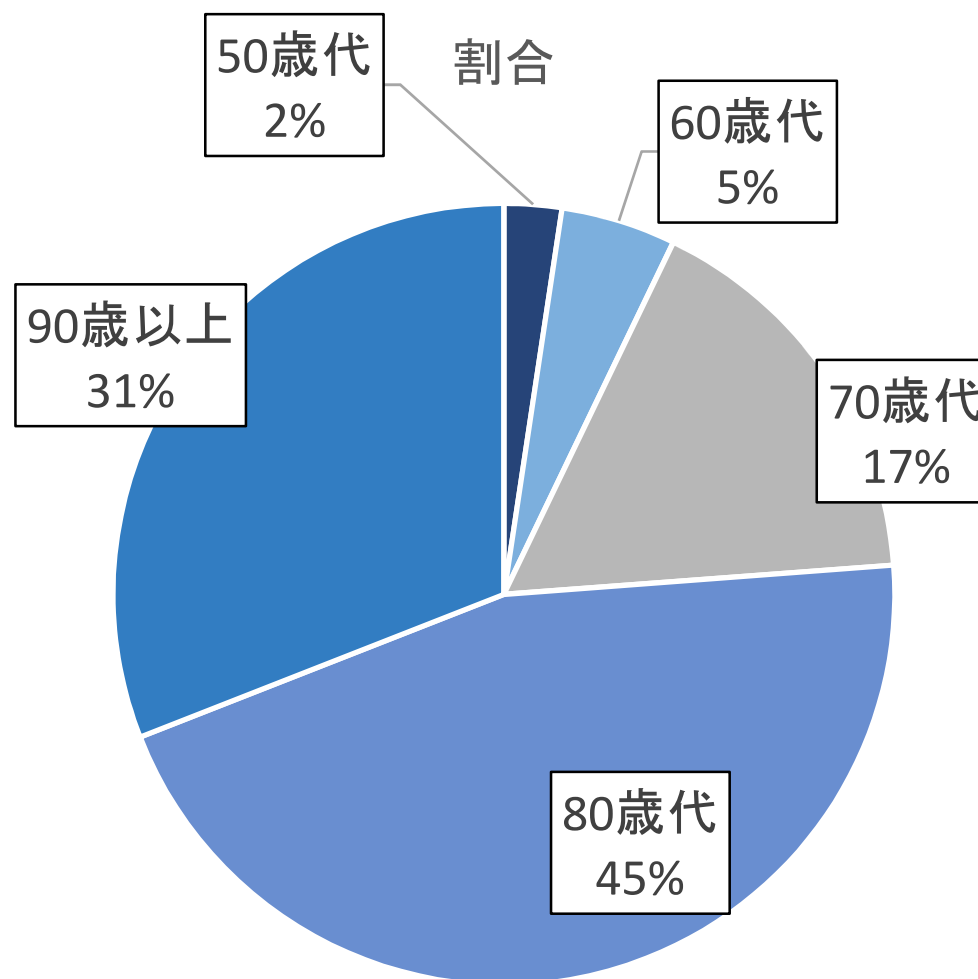


データソース:厚生労働省オープンデータ・統計局人口推計2020年都道府県



## 滋賀県 年代別の死亡者数と割合(公表日:R4.1.1~3.27)

年代	死亡者数
10歳未満	0
10歳代	0
20歳代	0
30歳代	0
40歳代	0
50歳代	2
60歳代	4
70歳代	14
80歳代	38
90歳以上	26
合計	84



## 評価

- 本県における先週の新規陽性者数は先々週と比べて0.78倍と4週連続で減少し、緩やかな減少傾向が見られます。病床使用率は38%まで減少し、重症者用病床は低い値で推移しています。新規陽性者数はピーク時の2月10日から1か月以上が経過し、約50%減少しました。この減少傾向を確かなものにするため、対策の継続をお願いします。
- 全国的に緩やかな減少傾向にあります。一方で、近隣府県では先週の土曜日もしくは日曜日は先々週よりも新規患者数が増加している自治体が多く、本県でも日曜日の新規陽性者数は先々週よりも増加しました。
- これから進学、就職、転勤などで歓送迎会や研修会など、日常と異なる接触機会が増加することが想定され、去年は4月頃に新規感染者数が増加していることから注意が必要です。家庭内を含め日常生活において、手洗い、同居する高齢者や基礎疾患保有者と会話する時のマスク着用、常時換気や密の回避など基本的な感染対策は緩めることなく、「うつさない」「うつらない」行動を心がけてください。
- 医療機関や福祉施設等での感染は少なくなってきましたが、施設内で陽性者が療養する場合であっても確実に治療を提供できるように、嘱託医や協力医療機関と事前に調整しておくことが必要です。ワクチン接種が未だの場合は、ワクチン接種を進めることも重要です。
- 高齢者や基礎疾患を持つ方と接する方は、基本的な感染対策の徹底・強化が必要です。高齢者は他年齢層よりも重症化率が高く、早期に3回目のワクチン接種を受けることを推奨します。また、新規陽性者の多くを占める小児と接する大人や保護者が3回目の接種を進めることも重要です。

# 医療体制の非常事態における対応について

- 現在の感染状況は、継続的な減少傾向が認められ、病床のひっ迫した状況からは脱しつつある。一方で、減少の傾きは緩やかであり、今後BA.2系統に置き換わることで再度増加に転じる可能性や、年度替わりの時期を迎えることによる感染状況への影響に注意が必要である。
- 医療体制の非常事態(1月14日～)は脱したが、オミクロン株の特徴として、感染・伝播性やその倍化速度が高く、重症化率が低いことを踏まえ、再拡大への備えとして引き続き医療提供体制を維持することとし、以下の通り現行の対応を継続する。

## 医療体制の現状（3月27日現在）

		【第6波のピーク】
現時点の確保病床の占有率	38.2%	75.9%（2月28日）
重症者病床の占有率	7.8%	13.7%（3月6日）
宿泊療養施設の占有率	14.9%	65.1%（1月16日）

## オミクロン株の特徴を踏まえた対応

- ① 現時点の病床数（500床）を運用できるように医療機関に要請。
- ② 医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化する「病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者への臨時的な取扱い」の運用を継続。
- ③ コントロールセンターのコーディネーター等の人員や移送手段を引き続き確保し、現状の入院・搬送調整機能を維持。
- ④ 自宅療養者に対する健康観察等について拡充した体制を維持。
- ⑤ 次の波に備えた保健・医療提供体制の検討を進める。

# B.1.1.529系統(オミクロン株)の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限および積極的疫学調査について

資料2

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡  
「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

- オミクロン株の特徴(潜伏期間・発症間隔が短い)を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。  
※新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。  
※特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合などには、保健所による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

## 1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し(主な内容)

### (1)同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間(8日目解除)だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能(7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。)とする。

### (2)事業所等で感染者が発生した場合((3)(4)の場合を除く)

- 保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で陽性者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

### (3)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

### (4)保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

## 2. 積極的疫学調査の見直し(主な内容)

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。

# B.1.1.529系統(オミクロン株)の特徴を踏まえた 濃厚接触者の特定・行動制限および積極的疫学調査について

(令和4年3月28日から実施)

令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」において、発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について示されたところ。

今後、オミクロン株が感染の主流の間は、接触場所毎の濃厚接触者への感染率や重症化リスクのある者への波及の可能性、行動制限による社会経済文化活動への影響等を踏まえ、保健所による積極的疫学調査の集中化を行う。

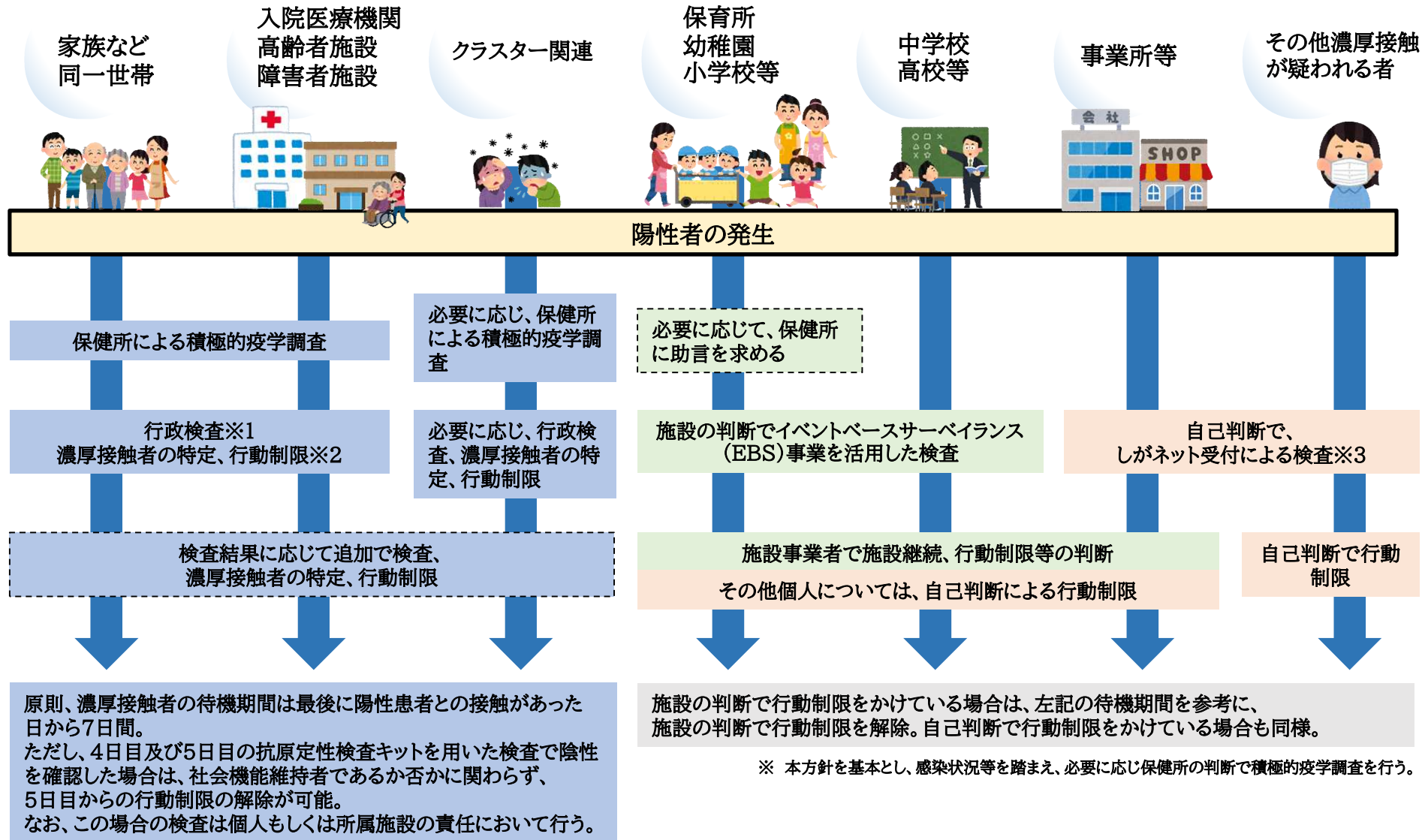
新規感染者	濃厚接触者					知人、友人等
	家族など同一世帯	職場・所属			事業所等	
		入院医療機関、高齢者施設、障害者施設	保育所、幼稚園、小学校等	中学校、高校等		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所から連絡、健康状態等の確認。</li> <li>● 積極的疫学調査の実施(家族等との接触状況や勤務・利用状況等(重症化リスクのある者への波及の可能性があるか)の聴取。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所による濃厚接触者の特定を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の実施</li> <li>・行動制限</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所による濃厚接触者の特定は行わない(必要に応じて助言を求める)。</li> <li>● 施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査を行う。</li> <li>● 施設事業者で施設継続、行動制限の判断を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所による濃厚接触者の特定は行わない。</li> <li>● 施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査を行う。</li> <li>● 施設事業者で施設継続、行動制限の判断を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健所による濃厚接触者の特定は行わない。</li> <li>● 濃厚接触が疑われる場合であり、かつ、本人及び周囲の者に、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)がいる場合において、自主的な判断により、しがネット受付サービスからPCR検査(無料)を申し込む。また自主的な判断で行動制限を行う。</li> </ul>		

※ 事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等は、保健所が、必要に応じ濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。

※ 本方針を基本とし、感染状況等を踏まえ、必要に応じ保健所の判断で積極的疫学調査を行う。

# 県内における新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設種別ごとの検査・調査について

(令和4年3月28日から実施)



※1 高齢者施設や障害者施設においては、施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査も可能

※2 濃厚接触者となった医療機関や高齢者施設等の従事者は、待機期間中においても一定条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務可能(一定条件については、別途事務連絡参照)

※3 マスクを着けずに、相手と手が触れる距離で15分以上会話した場合など濃厚接触が疑われる場合で、かつ、本人及び周囲の者に高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)がいる場合に検査受付

# 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および 積極的疫学調査の見直し(令和4年3月28日から実施)

## (1)同一世帯内で感染者が発生した場合

### 基本的な考え方

- 同一世帯内の同居者の二次感染率は、その他の濃厚接触者の二次感染率より高いと考えられる。また、同一世帯内においては感染の情報が迅速共有され、オミクロン株が主流である中であっても、濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、一定の効果が見込まれる。

### 具体的な取扱

- 保健所が濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間(8日目解除)だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能(7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。)とする。

## (2)事業所等で感染者が発生した場合((3)(4)の場合を除く)

### 基本的な考え方

#### 【事業所等とは】

勤務先、外出先での接触の機会を指し、中学校、高校、大学、専修学校やその他濃厚接触者を含む。

- 事業所等((3)及び(4)の施設を除く。以下同じ。)において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者が感染している確率と比べ低い。
- 事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。
- 事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められる。

### 具体的な取扱

- 保健所は濃厚接触者を特定しない。また、行動制限を求めない。
- 感染者が発生した場合に、状況に応じて以下の自主的な感染対策を徹底いただく。
  - ✓ 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
  - ✓ 事業所等で陽性者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。
  - ✓ 感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- 濃厚接触が疑われる者は、本人および周囲の者の健康リスクを考え、本人の判断により自ら申し込み、自宅配送の検査を活用する。



# 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の見直し(令和4年3月28日から実施)

## (3)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設(ハイリスク施設)で感染者が発生した場合

高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所を含む。

### 基本的な考え方

- 重症例や死亡例の多くは高齢者であり、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(ハイリスク者)が多数入院・入所するハイリスク施設では、感染拡大時の影響が大きくなりうることから、他の事業所等に比べて感染拡大防止策を強化する必要がある。
- 積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、早期の介入により一定の感染拡大防止の効果が見込まれる。

### 具体的な取扱

- 保健所が濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間(8日目解除)だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能(7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。)とする。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

## (4)保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

【保育所、幼稚園、小学校等とは】義務教育学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等を含む。

### 基本的な考え方

- 事業所等と同様に、同一世帯内と比べて濃厚接触者が感染している確率は必ずしも高くない。
- 保育所や幼稚園等の乳幼児等については、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が、困難と考えられる。

### 具体的な取扱

- 施設において調査を行い、施設の判断でイベントサーベイランス(EBS)事業を活用した検査を行うことも可能。
- 必要に応じて保健所に助言を求める。
- 施設の判断により出勤を制限する必要する場合は、以下を参考とすること。
  - ✓ 感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
  - ✓ 従事者については、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

## 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および 積極的疫学調査の見直し(令和4年3月28日から実施)

### (5) 集団感染(クラスター)が発生した場合※1

#### 基本的な考え方

- 事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等においては、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止が期待される。

#### 具体的な取扱

- 保健所が、必要に応じ濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 濃厚接触者の待機期間は、(1)～(4)示した取扱を参考に、感染拡大の原因として考えられる要を踏まえ個別に判断する。

※1 保健所のクラスター認定に関わらず、同一場所で同時に5名以上の患者が発生した場合をいう。

## 事業所等における感染者が発生した場合の対応について

本県では、事業所等(※1)で感染者が発生した場合、以下の点を踏まえ、各事業所においてご対応いただくこととなります。

### 具体的な取扱い

- 事業所内で感染者が発生した場合、**保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限はしないため、行政検査の対象とはなりません。**
- ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある場合等において、保健所による調査や検査等を実施する場合があります。
- 上記を踏まえ、感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただき、以下の点に十分注意するようお願いいたします。

- 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- 事業所等で感染者と接触(※2)があった方は、接触のあった最後日から一定の期間(目安として7日間)は、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触や、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設(以下「ハイリスク施設」という。)への訪問、不特定多数の方が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えてください。また、症状がある場合には、速やか医療機関を受診してください。
- 事業所等で感染者と接触があった方のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした方など濃厚接触(※3)が疑われる場合は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとってください。
- なお、感染対策を行わずに飲食を共にした方など濃厚接触(※3)が疑われる場合であり、かつ、本人及び周囲の者にハイリスク者がいる場合において、**自主的な判断により、しがネット受付サービスからPCR検査(無料)を申し込んでいただくことが可能です。**
- 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を実施してください。

- ※1 ここでいう「事業所等」とは、入院医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブを除く事業所全てを指します
- ※2 ここでいう「接触」とは、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触を指します
- ※3 ここでいう「濃厚接触」とは、マスクを着けずに、相手と手が触れる距離で15分以上会話した場合等であり、例えば食事や喫煙、カラオケなどの場面が考えられます

# 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」 に基づく対応について

(令和4年3月28日)

## 「感染再拡大警戒期間」(～当面の間)

- 現在は、引き続き「レベル2」です
- 年度替わりは人々の移動や会食の機会が増えます
- 基本的な感染対策を徹底しつつ、  
日々の生活を過ごしましょう！

### 基本的な感染対策の徹底 ～ ワクチン接種後も感染対策の継続を ～

- ・ 手洗い、マスクの着用、密の回避(常時換気、距離の確保)などの徹底を！
- ・ 家庭での感染対策の徹底を！(別紙1参照)
  - 風邪などの症状がある場合は、
    - ✓ 食事の時間をずらす ✓ 部屋を分ける ✓ 同室ではマスク着用
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意を！(別紙2参照)
- ・ テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を！(別紙3参照)

### 外出について

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は慎重に！

### 会食について

- ・ 会食は認証店舗でマスク会食など感染リスクを下げる工夫を！ (別紙4、5参照)



### ワクチン接種について

- ・ 発症予防・重症化予防等の観点から、ワクチンの種類にかかわらず前向きな接種の検討を！

家族を守るために  
家庭で気を付けていただきたい

4つのポイント **+1**

ポイント①

家庭に持ち込まない



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、いつも**一緒にいる人と認証店舗**で

ポイント②

家庭内で  
拡げない



普段接しない人とのマスクなしでの会話をした場合や、風邪などの症状がある場合は、

- ✓ 食事の**時間をずらす**
- ✓ 部屋を**分ける**
- ✓ 同室で過ごす場合は**マスクの着用**

ポイント③

車の中でも  
感染対策を



- ✓ **適度な換気**  
(エアコンを外気導入にし、窓を開ける)
- ✓ **マスクを着用**

ポイント④

基本的な感染  
対策も十分に



- ✓ 帰宅時および**飲食前には手洗い**
- ✓ **咳エチケット**の実践
- ✓ タオルの共有をしない
- ✓ できるかぎり**常時換気**
- ✓ こまめな**共有部分の消毒**

コロナに負けない  
健康づくりを

+1



- ✓ **栄養や休養**をしっかりとる
- ✓ **適度な運動**の実施
- ✓ **ストレス**をためない

# 感染リスクが高まる



## 「5つの場面」

### ① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



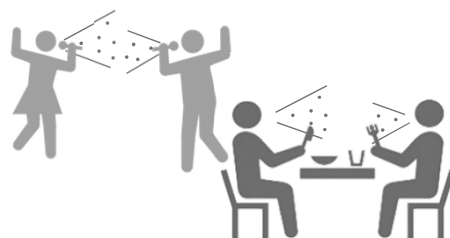
### ② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### ③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



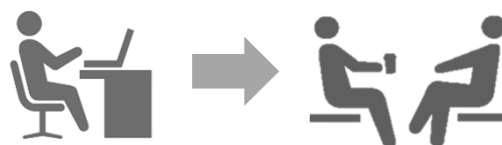
### ④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### ⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



# 職場内感染を防ぐ

(別紙3)

## 4つのポイント

### Point 1

出勤前後



- ✓ 体調に違和感がある場合は出勤を控える
- ✓ 会食する際には感染予防をし、いつも一緒にいる人と認証店舗で

### Point 2

仕事中



- ✓ 体に不調を感じた時は早めに申告
- ✓ 職場内でも適宜、手洗い・消毒・換気
- ✓ 対面で会話をするときにはマスクの着用や仕切りの設置
- ✓ 車内でもマスクの着用と換気を

### Point 3

休憩時



- ✓ 会話の際はマスク着用
- ✓ 休憩・更衣・食事の時間をずらす
- ✓ 休憩時や喫煙時など一息つく場面では特に注意

### Point 4

新しい働き方の実践



- ✓ テレワーク勤務の活用
- ✓ ローテーション勤務の活用
- ✓ 時差出勤の活用
- ✓ 会議はオンラインで

感染を防ぎ楽しく**飲食**するために  
気を付けていただきたい

# 3つのポイント

## 誰と

ポイント①



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、いつも**一緒にいる人と認証店舗**で

## どこで

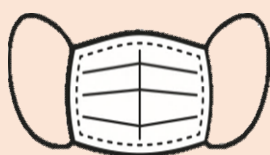
ポイント②



- ✓ 適切な換気や消毒など基本的な感染対策ができている**認証店舗**で
- ✓ **座席やテーブルの配置は十分な距離**をおいて（密接な状況は特に注意を）
- ✓ 車内で飲食する際は**黙食と換気**を

## どうやって

ポイント③



- ✓ **会話**の時は**マスク着用**
- ✓ **箸やコップ**を使い回さない
- ✓ **適度な酒量**で**大声**を出さず、**静かに**
- ✓ 体調が悪い場合は**参加しない**
- ✓ できるだけ**少人数・短時間**で
- ✓ 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りを



# 飲食店に気を付けていただきたい

## 5つのポイント **+1**

ポイント①

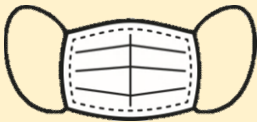
入店時に消毒を



- ✓ 入店時に**アルコール**による**手指消毒**の確認をしましょう
- ✓ 咳などの風邪症状がある場合には、入店をお断りする旨の**掲示**をしましょう

ポイント②

食事中以外はマスク着用を



- ✓ 食事中以外は、**必ずマスク**を着用するよう案内しましょう
- ✓ **従業員も必ずマスク**を着用しましょう  
(フェイスシールドやマウスシールドだけでは不十分です。)

ポイント③

十分な距離の確保を



- 飛沫感染予防のため
- ✓ 全ての座席で対面距離を**1 m以上確保**しましょう
  - ✓ **パーティション**などで区切りましょう

ポイント④

十分に換気を



- ✓ できるかぎり**常時換気**をしましょう
- ✓ できない場合は、30分に1回以上数分程度、**2方向の窓**を**全開**にしましょう

ポイント⑤

接客サービスは距離の確保を



- ✓ 接待する従業員も**1 m以上間隔**を確保しましょう
- ✓ お酌等はやめましょう
- ✓ カラオケ時は、**2 m以上間隔**を確保し、**マスク**を着用しましょう

飲食店認証制度の認証を

+1



- ✓ 「**みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度**」の認証を受けましょう
- ✓ 「**もしサポ滋賀**」のQRコードの読み取りをお願いします

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく要請について

令和4年(2022年)3月28日  
滋賀県新型コロナウイルス  
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり協力の要請を行う。

## 記

### 1 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・ 会食は認証店舗でマスク会食など感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも、咳エチケット、常時換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒等、感染対策を徹底する。特に風邪などの症状がある場合は、食事の時間をずらす・部屋を分ける・同室ではマスク着用を行う。
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

### 2 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を行う。

### 3 外出について

- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は慎重に判断する。

## 4 イベント開催について(当面の間)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

<基本的な考え方>

必要な感染防止策が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

時期	感染防止安全計画 <sup>(※1)</sup> を策定したイベント	左記以外のイベント
当面の間	【人数上限】 収容定員まで	【人数上限】 ① 収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50% ② 収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人
	【収容率】 100%	【収容率】 大声あり <sup>(※2)</sup> 50%以内 〔収容定員が設定されていない場合は 十分な人と人との間隔(最低1m)〕 大声なし 100%以内 〔収容定員が設定されていない場合は 人と人が接触しない程度の間隔〕

※1 大声なし、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超の大規模イベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認および必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

※2 「大声」を「観客等が、①通常より大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

(2) 感染防止安全計画の策定等について

- ① 感染防止安全計画を策定にあたり、県 HP を確認の上、所要の手続きを行うこと。
- ② 感染防止安全計画を策定したイベントは、イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書(県 HP に掲載の様式)を県に提出すること。
- ③ 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等のチェックリスト(県 HP に掲載の様式)を作成・公表し、イベント終了日より1年間保管すること。

(3) 業種別ガイドラインについて

イベント主催者等は、(2)の策定等に関わらず、業種別ガイドラインの対策を実践すること。

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

## 5 検査受検について(～当面の間)

- ・感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方(※)は、無料検査実施事業者での検査を受検

※ 滋賀県在住者。ワクチン接種の有無は問わない。

# ワクチン接種について

令和4年(2022年)3月28日  
資料4 ワクチン接種推進室

## 1. 接種状況 (3月27日時点)

### ○追加接種(3回目)の状況

	滋賀県	全国
接種回数	<b>534,247</b>	49,295,223
接種率 (18歳以上人口)	<b>45.3%</b>	45.7%

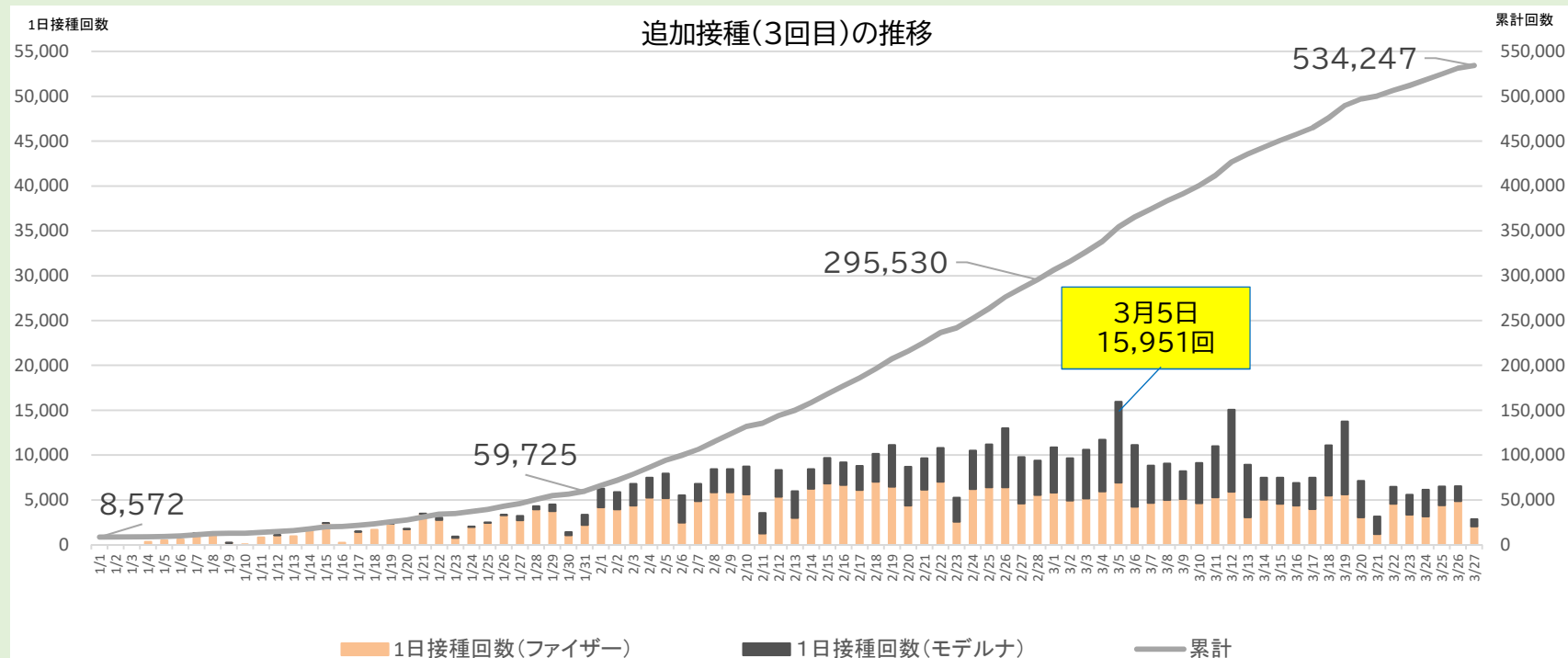
### 年代別内訳

	18~39歳	40~64歳	65歳以上	年齢データ無し
接種回数	55,188	167,501	311,050	508
年代別の接種率	16.3%	35.5%	84.0%	—

### ○5~11歳小児接種の状況

	滋賀県	全国
接種回数(1回目)	<b>3,415</b>	351,314
接種率	3.6%	4.7%

※人口は、令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口より推計



## 2. 3回目接種の対象拡大

### 12歳以上17歳以下の者への3回目接種について

#### ○開始時期

令和4年3月25日

「令和4年3月25日付け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」

#### ○使用するワクチン

ファイザー社製ワクチン(追加配分の予定なし)

「令和4年3月11日付け厚生労働省事務連絡」

各市町村において初回接種を完了した12歳以上17歳以下の者の数等を勘案の上、必要な量のファイザー社ワクチンを確保しておくこと

#### ○対象予定人数

85,317人

「人口は、令和3年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口より推計」

#### 薬事・食品衛生審議会(3月23日)

ファイザー社の新型コロナワクチン(コミナティ筋注)の添付文書の改訂が行われ、ファイザー社ワクチンを用いた3回目接種の対象者について、18歳以上の者から12歳以上の者に拡大。

#### 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(3月24日)

○12歳以上17歳以下の者の新型コロナワクチンの3回目接種に関しては、緊急のまん延予防のために実施するという趣旨を踏まえ、今後流行する変異株の状況、ワクチンの有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等も勘案して総合的に判断し、ファイザー社ワクチンを用いて特例臨時接種に位置づける。

○12歳以上17歳以下の者のうち、重症化リスクの高い者に対して、3回目接種を特におすすめる。

## 3. 4回目接種の検討

### 国の検討状況について

#### 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(3月24日)

##### 【4回目接種の有効性・安全性】

4回目接種の有効性・安全性について、現時点で科学的知見は限られている。

##### 【諸外国の対応】

4回目接種を推奨している国はいまだ限定的であり、イスラエルやドイツ、フランス、英国においては4回目接種を推奨しているが、対象者を重症化リスクの高い者や医療従事者等に限定している。

##### 【分科会での主な意見】

- ・3回目までの効果や費用を評価し、4回目を全員に接種する必要があるのか議論が必要。
- ・医療従事者や重症化リスクのある人に限定するなど議論が必要。
- ・準備しつつ、状況に応じてやめる選択肢を持つことも必要。

### 4回目接種を特例臨時接種として実施するための準備を開始していく

- ワクチン  
3回目接種として薬事承認されているワクチン(現時点ではファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン)を使用。
- 3回目接種からの接種間隔  
現在、薬事上安全性が認められている間隔を基本としつつ、諸外国の動向を踏まえ改めて検討。
- 対象者  
3回目接種を完了した全ての者に4回目接種の機会を提供することを想定しつつ、ワクチンの有効性・安全性、効果の持続期間等に関する最新の科学的知見を踏まえ、引き続き検討。

## 4. 広域ワクチン接種センター

### 接種実績

(令和4年3月27日現在)

月日		接種人数(単位:人)									要看護件数(単位:人)						
		南部				北部				合計	南部		北部		計		
		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計		看護件数	症状	看護件数	症状			
		うち医師対応		症状		うち医師対応		症状		うち医師対応							
3月4日 ~7日	1	252	1,465	410	2,127					2,127	2	(0)気分不良				2	(0)
3月11日 ~14日	2	206	1,282	367	1,855					1,855	5	(1)両手のしびれ、めまい、気分不良				5	(1)
3月18日 ~21日	3	204	1,167	363	1,734					1,734	0	(0)				0	(0)
3月25日	金		216	124	340		86	63	149	489	1	(0)めまい	1	(1)めまい・胸の痛み		2	(1)
3月26日	土		159	41	200		107	21	128	328	0	(0)	0	(0)		0	(0)
3月27日	日	79	57		136	26	21		47	183			0	(0)		0	(0)
3月25日 ~28日	4	79	432	165	676	26	214	84	324	1,000	1	(0)めまい	1	(1)めまい・胸の痛み		2	(1)
計		741	4,346	1,305	6,392	26	214	84	324	6,716	8	(1)	1	(1)		9	(2)



## 5. ワクチン接種の副反応

### 副反応疑い報告数

○ワクチン接種は、体内に異物を投与し免疫反応を誘導し、感染症に対する免疫を付与すること目的として行われるため、効果とともに、副反応が生じうる。

○本県の医療機関から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に『新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い』として報告がなされたものとして、厚生労働省から県に情報提供があったものを集計。

○ワクチン接種後には、接種と因果関係のない偶発的な事象も生じるが、因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例として広く収集し、評価の対象としている。

令和4年3月24日現在

(人)	副反応疑い報告数			年代別	
		うち重篤		64歳以下	65歳以上
			うち死亡		
男性	80	38	17	58	22
女性	163	61	11	116	47
不明	0	0	0	0	0
合計	243	99	28	174	69

※死亡28例のうち、19例については、医療機関からはワクチン接種との因果関係が評価不能、9例は接種との関連ありと報告されている。

### 健康被害救済制度件数

予防接種後に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられる。

令和4年3月24日現在

進達件数 (件)	状況内訳	
	認定	審議待ち
25	10	15

※市町健康被害調査委員会等を経て本県から厚生労働省へ進達した件数

### 専門相談窓口 相談件数

医療機関からのワクチンに関する専門的な問い合わせや、県民からのワクチンの副反応、効果等について、市町での対応が困難な相談に対応するための窓口を設置

令和3年3月1日～令和4年3月24日

総件数 (件)	内容内訳				
	接種後の副反応の相談	接種前の副反応の心配	副反応以外の医療に係る相談	その他	
日中	32,666	10,034	4,739	3,473	14,419
夜間	5,920	4,094	318	744	764
合計	38,586	14,128	5,058	4,217	15,183

※1 日中...午前9時から午後6時まで、夜間(4/12から)...午後6時から午前9時まで  
 ※2 その他...当窓口で本来対応すべき内容ではないワクチン接種に関する苦情や接種の予約など